

## 「景気・雇用対策サミット」から大連立へ(I)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2007-06-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横井, 正信 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10098/586">http://hdl.handle.net/10098/586</a>

# 「景気・雇用対策サミット」から大連立へ（Ⅰ）

横 井 正 信

(2006年8月31日受付)

## 目次

はじめに

### 第1章 税制政策をめぐる議論

- (1) CDU/CSU の税制改革案
- (2) SPD 側の反応と売上税引き上げ議論
- (3) 経済界からの圧力

### 第2章 労働政策をめぐる議論

- (1) 「アジェンダ2010」関連法と CDU/CSU 合同幹部会決議
- (2) SPD 側の反応と職業教育課徴金・法定最低賃金導入問題

### 第3章 「景気・雇用対策サミット」から連邦議会選挙戦へ

- (1) 「景気・雇用対策サミット」の開催
- (2) 「景気・雇用対策サミット」後の与野党交渉
- (3) 連邦議会選挙戦に向けての税制政策論争
- (4) 労働政策をめぐる論争（以上本号）

### 第4章 連邦議会選挙と大連立の形成

- (1) 2005年連邦議会選挙の結果と各党の状況
- (2) 大連立へ向けての交渉とその結果

結論

## はじめに

ドイツ社会民主党（SPD）と同盟90/緑の党の連立によって1998年秋に樹立されたシュレーダー左派中道政権は、16年ぶりの SPD 主導政権として、「新中道路線」を掲げ、コール前政権崩

壊の原因となった内政面での行き詰まりに対処すべく、「労働・成長・社会的安定性確保のための未来計画」(2000年未来計画)、「2000年税制改革」、「2001年年金改革」、「ハルツ改革」、「アジェンダ2010」等、7年間にわたって財政・経済・社会保障・労働市場といった広範な政策分野での諸改革を実施してきた。これらの諸改革に関しては、すでに別稿において詳述したが、<sup>(1)</sup>こうした政策的努力にも拘わらず、結果的にはシュレーダー政権の下でも状況は必ずしも改善されなかった。財政面では、政権発足当初こそ改善の兆しが見られたものの、2002年以降は4年間にわたってマーストリヒト条約の財政赤字基準を遵守することができず、ついにEU委員会による財政赤字手続が開始されるという結果をもたらし、連邦の累積債務も政権発足当初の7,430億ユーロから2005年には8,810億ユーロへと拡大した。税制面では、企業活動を活性化させることを主要な目的とした大幅減税が行われ、政権発足当初には25.9%~53%であった所得税の税率は15%~42%に、法人税の税率は40%から25%へと大幅に引き下げられた。しかし、税制面と連動した経済政策面での対策にも拘わらず、経済成長率は必ずしも上昇せず、特に2003年にはわずかながらマイナス成長を記録するに至った。政権発足当初にシュレーダーが自らに対する評価の基準にしていた失業者数についても、「ハルツ改革」をはじめとした様々な対策が施されたにも拘わらず、1998年当時の428万人から2005年には475万人へと増加し、特に2005年2月には戦後最高記録となる521万人(失業率12.6%)に達した。

このような低迷の中で、シュレーダー政権及び連立与党、特にSPDに対する支持率は急速に低下し、各州の州議会選挙でも敗北を重ねるようになった。その結果、連邦参議院ではキリスト教民主社会同盟(CDU/CSU)側が多数を占めるという「ねじれ現象」が発生し、連邦政府は連邦参議院の賛成を必要とする諸法案の処理でたびたび困難に陥るようになった。他方で、経済や労働市場活性化のために政府が実施した規制緩和策、労働市場対策予算や失業給付の緊縮、特に失業扶助と社会扶助の統合はSPD左派や労組からの強い反発を引き起こした。元々、シュレーダーは国民一般の間での人気の高さを背景に首相及びSPD党首となり、党内の反発を抑えて諸改革を実施してきており、党組織や労組との関係維持には必ずしも精力的ではなかった。そのため、この関係悪化は党内でのシュレーダーの立場をますます不安定化させ、ついに2004年2月には党首職をミュンテフェーリング院内総務に譲らざるを得なくなるという事態が発生した。政策面だけではなく党組織や労組との関係も悪化させたシュレーダーの下でのSPDの支持率はその後も低迷を続け、2005年5月には長年SPDの牙城であり連邦内最大の州でもあったノルトライン・ヴェストファーレン州でもCDUに政権を奪われた。それに対して、シュレーダーとミュンテフェーリングは政策遂行に必要な支持基盤が十分でないという理由で、信任投票の意図的否決という手段によって連邦議会を解散し、本来は2006年秋に予定されていた連邦議会選挙を1年前倒しして事態の打開を図るという異例の決断をした。

このような経過をたどって2005年9月に行われた連邦議会選挙は、CDU/CSUとSPDのいずれも小政党と連立を形成しても政権樹立に必要な議会多数派を形成できず、そのため戦後ドイツ

史上一度しか前例のない両党による大連立政権が樹立されるという結果をもたらした。その際、両党は本来互いに対立して政権を競う関係にあり、大連立は最後の手段であるはずにも拘わらず、実際には連立交渉は連邦議会選挙直後から始まり、外見に反して実質的には比較的円滑に進んだ。その背景にあったのは、現実には他の形態の連立という選択肢がなかったという事情だけではなく、第一に、経済のグローバル化や欧州統合といった外的な枠組条件から、シュレーダー政権下での両党の政策は従来から近似的なものになるという側面を見せていた。第二に、上述した「ねじれ現象」の下で、実務的な政策・法案処理の場面では両党の中堅政治家による協議が行われる場面が増え、連立交渉もその延長上で行うことが可能であった。第三に、両党の立場は必ずしも一枚岩ではなく、特に財政・経済政策を担当する政治家と社会政策を重視する政治家の間では、党の境界を越えた対立があった。この要因はマイナスに作用する側面と共に、政策面で党派を越えた接近をもたらすという側面をも持っていた。これらの諸要因からすれば、メルケル大連立政権は必ずしも「異例」の政権というわけではない。しかし、他方、両党はすべての政策面で接近しているというわけではなく、重要でありながら主張が大きく対立している政策分野もあり、連立交渉ではそのような問題が棚上げされることによって紛糾が回避されたという面もある。

本稿では、シュレーダー政権末期において両党間で特に議論の対象となった税制政策と労働市場政策に関する諸問題を中心に、連邦議会選挙をはさんで連立交渉に至る過程で上記の4つの要因がどのように作用したかを分析し、政策面でメルケル大連立政権の持つ意味と課題を明らかにすることを目的としている。

- (1) 横井正信「シュレーダー政権の改革政策」(Ⅰ) 福井大学教育地域科学部紀要第Ⅲ部、第57号、2001年、39-95頁、「シュレーダー政権の改革政策」(Ⅱ) 同第58号、2002年、17-64頁、「シュレーダー政権の改革政策と2002年連邦議会選挙」同第59号、2003年、9-38頁、「第2次シュレーダー政権と『アジェンダ2010』」(Ⅰ) 同第60号、2004年、1-42頁、「第2次シュレーダー政権と『アジェンダ2010』」(Ⅱ) 同第61号、2005年、71-126頁参照。

## 第1章 税制改革をめぐる議論

### (1) CDU/CSU の税制改革案

冒頭で述べたように、シュレーダー政権の下では大規模な減税が行われ、2004年から完全実施される予定であった。しかし、それでも資本会社の場合、法人税に営業税と連帯付加税を加えた合計課税率は依然として40%程度にとどまっていた。また、人的会社等が課税対象となる所得税の場合、最高課税率は改革完了後も42%であり、営業税は大部分所得税と相殺されるものの、連帯付加税を加えた合計課税率は45%を越えていた。<sup>(1)</sup>さらに、法人税の課税対象となる企業と所得税の課税対象となる企業との課税の格差を解消することが長年の課題であり、「2000年税制

改革」でも、当初は人的会社に対して資本金会社と同じく法人税の25%という課税率を適用できるようにするという提案がなされていたが、議会審議の過程でそれは断念された。他方、営業税という特殊ドイツ的な企業税の改革も大きな課題であったが、この税金は市町村の主要な財源となっていたため、結果的にはほとんど手がつけられないままに終わった。さらに、各種優遇措置や例外規定を廃止して、税制を簡素化することも税制改革の目標であったが、その点でも不十分な結果に終わっていた。このため、改革実施後も、経済界を中心に、合計課税率のいっそうの引き下げ、資本金会社と人的会社の課税格差解消や、営業税の廃止等を求める声が再びすぐにあがった。

このような要求に応え、政府に対して再び改革を迫るべく、CDUは財政政策の権威の一人であるメルツ院内副総務が中心となって立案した税制改革案の骨子「ドイツのための近代的所得税法」を2003年12月に開催された党大会において決議した。この決議では、所得税法上の所得を4種類に再区分した上で、税率に関しては、従来の線形的累進税率の代わりに12%、24%、36%の3段階税率を導入することが提案されていた。また、営業税が徴収される限りにおいて、企業活動所得に対する最高税率は24%に制限されることになっていた。他方で、子供を含むすべての国民に対して8,000ユーロの統一的基礎控除を導入し、被雇用労働所得に対しても1,000ユーロの労働者一括控除を認め、さらに配偶者間所得分割制度を維持することによって、特に子供を持つ家族に対する所得税負担の軽減を図るとされていた。この決議はそのタイトルにも拘わらず法人税に関しても言及しており、法人税率をさらに24%に引き下げるとしていた。また、営業税に関しては、企業の経済的給付力に応じた市町村税に変更することを目指すとする一方、この改正が実現されるまでは従来の規定にそった営業税課税を行うとして、実質的にはさしあたって営業税を維持することを示唆していた。これらの改革による名目減税額は410億ユーロとなる予定であり、これに対して、遠距離通勤費控除の廃止をはじめとする税制上の優遇措置廃止によって、代替財源を確保するとされていた。ただし、代替財源に関する措置の効果は遅れて発生することから、改革1年目の実質減税額は240億ユーロ、2年目以降は150億ユーロとなるとされていた。<sup>(2)</sup>

この改革案は、まず現行の所得税法が度重なる改正や特別規定の追加によって複雑化し、専門家さえ全体を見渡すことができず、コントロール不可能な再配分効果を持つ一方、経済成長を妨げるものになっているという現状認識を基礎としていた。そこから、所得を4種類に再編し、各種の例外・優遇措置を廃止した上で、税率を線形的累進制から3段階制に変更して「誰でも自分が支払うべき税金をビール・コースターに書いて計算できる」<sup>(3)</sup>のような簡素な税制に改革することが目標とされていた。他方、所得税の課税率はシュレーダー政権下での改革完了時よりもさらに引き下げられることになっていた。企業に対しては、所得税と法人税の課税率を共に24%とすることによって、所得税の課税対象となる人的会社と法人税の課税対象となる資本金会社の間での税率の食い違いという問題を解消すると共に、営業税等と合わせた企業に対する合計課税率を個人所得等に適用される最高課税率36%と同程度に引き下げ、税制面から企業の負担を軽減し、国際的競争力を強化することが目標とされていた。

これに対して、CSU側はCDU案に対して明確な反対は唱えなかったものの、「社会的均衡が維持されねばならない」という観点を強調した。そこから、CSUは、遠距離通勤費控除や夜間・日曜・祝日勤務手当に対する免税措置等に代表される労働者に対する税制上の優遇措置がCDU案において縮小・廃止を予定されていることに懸念を示した。また、CSU内には、同様の理由から、「税率の境目にあたる所得を有している場合、わずかの所得増加で税率が突然上がる」段階的税率よりも線形的累進税率の方が社会的に公正であるとの見方もあった。<sup>(4)</sup>さらに、CSU側は、CDU案では改革初年度に発生する240億ユーロの税収減少をどのようにして処理するかが明確ではないことを指摘し、実質減税の限界は100～150億ユーロであるとの見方を示していた。ただし、CSUはこれらの見解の相違を本質的なものではないとし、バイエルン州財務相ファルトハウザーを中心としてCSU独自の税制改革案を立案し、その後、CDU案とのすり合わせを行って、CDU/CSUの共同改革案をまとめるとしていた。

このCSU案は「構想21」として早くも2004年1月には発表されたが、CDU案とCSU案を比較した場合、CDU案の方が現行税制をより大幅に変更しようとしており、税率の引き下げ幅や改革開始直後の実質減税規模もCDU案の方が上回っていた。<sup>(5)</sup>しかし、当初から、CDU案を実施した場合の税収減少額が現実的に対処できる規模を越えているとの批判が、連立与党やCSUからだけではなくCDU内からもあがっていた。事実、CDU案公表後、メルツ自身が可能な実質減税規模を50～100億ユーロとする修正発言をした。CDU党首メルケルも現実の財政状況から可能な実質減税規模は50～80億ユーロにとどまるであろうとの見方を示し、次第に改革の比重を負担緩和から税制の簡素化へと移動させる姿勢を見せ始めた。CSU案でも、長期的な実質減税規模は150億ユーロとされているが、シュトイバー同党党首は100億ユーロとする見方を示していた。<sup>(6)</sup>

実質減税規模に関するこのような歩み寄りを受けて、その後、CDU側ではメルツが、CSU側ではファルトハウザーが中心となって、2004年春にかけて両党の税制改革案を調整する作業が行われた。その結果、3月はじめには、税率については改革の第一段階ではCSU案に従って線形的累進税率を採用する一方、税率幅については12～36%とCDUの主張するより大幅な引き下げを行った後に、第二段階においてCDUの提案している段階税率に移行するという妥協が成立した。また、同じく両党間で意見の相違があった遠距離通勤費控除に関しては、通勤距離が一定距離以下の場合にのみ控除を認め、控除額も引き下げるという方向での妥協が図られた。さらに、営業税については、両党とも廃止の方向では一致していたが、具体的な改革案はCSU案を基礎とする一方、CSU案では否定されていた市町村への独自の税率決定権付与を行うこととなった。<sup>(7)</sup>

この合意に基づいて、2004年3月の両党合同幹部会において税制改革の共同骨子案が決議された。この骨子案では、まず改革の基本となる考え方として、第一に、優先的目標はより簡素な税制であり、納税者がなぜ、どの程度の額の税金を納めねばならないかを自ら認識できるようにし

なければならないとされた。従って、改革構想の中心に位置するのは新たな所得税法であるとされた。第二に、所得税法をより簡素で公正なものにするためには、税法上の例外・優遇措置を廃止し、税率を引き下げねばならないとされた。第三に、所得税法の簡素化と並んで、営業税法や相続税法等、税法全体に関するいっそうの改正が必要であるとされた。

その上で、改革案は CDU/CSU が政権を獲得した場合に一定の準備期間を経て実施されるものも含めた税制政策面の全体的構想と、政権獲得後ただちに実施可能な即時計画とに区別されていたが、その主な具体的内容は以下のようなものであった。<sup>(8)</sup>

- ・所得の種類を企業活動から得られる所得、非自律的労働から得られる所得、資本財産から得られる所得、年金及びその他の所得の4種類に整理する。
- ・即時計画の時点では所得税の線形的税率を維持した後、最終的には段階税率を導入することを目指す。即時計画の時点から最低課税率を12%、最高課税率を36%に引き下げる。
- ・子供を含むすべての国民に対して統一的に8,000ユーロの所得税基礎控除を導入し、さらに被雇用所得に対しては840ユーロの労働者控除を認める。(即時計画で実施)
- ・基本法上の結婚と家族の保護を実現するために、配偶者所得分割制度を維持する。(即時計画で実施)
- ・遠距離通勤費控除を通勤距離1kmあたり(現行の30セントから)25セントに引き下げ、控除対象となる通勤距離を50km以下に制限する。(即時計画で実施)
- ・日曜・祝日・夜間勤務手当に対する免税措置を6年間で段階的に廃止する。(即時計画で実施)
- ・累進税率に基づく所得税と定率税率に基づく法人税という現行制度を基本的に維持した上で、所得税と法人税を課税の根拠と課税額という点で互いに合致させる。さらに、人的会社に対して所得税による課税か法人税による課税かを選択できる権利を与える可能性を検討する。
- ・所得税改革を市町村財政改革と結びつけ、市町村に対して安定的で信頼できる歳入基盤を与え、市町村の独立性を保障する。そのため、市町村との緊密な合意の下で、営業税の代わりに経済力に応じた市町村税を導入する。
- ・相続税に関する企業の負担緩和のため、企業継承後毎年相続税を減免していき、継承後少なくとも10年間企業が維持された場合には、相続税を全額免除する。(即時計画で実施)
- ・即時計画の段階では、名目減税額を230億ユーロとし、税制上の優遇措置・特別規定等の廃止によって123億5,000万ユーロの代替財源を確保し、実質減税額を106億5,000万ユーロとする。

この合同幹部会の決定は、所得税税率の12%~36%への引き下げと8,000ユーロの統一的基礎控除の導入、営業税廃止の方向性、企業継承の際の相続税の減免といった点では明確な方針を打ち出したが、その他の点では、CDU/CSU が現在野党であることと、改革の細部に関する CDU

と CSU の意見の食い違いを反映して、具体化や明確化が事実上先延ばしされていた。例えば、線形的累進税率から段階税率への移行、営業税改革を含む企業税制改革等をいつ実施するかについては明確にされておらず、所得税を課税される人的会社等と法人税を課税される資本会社の負担を同等化するとされていたが、具体的な法人税率については明記されていなかった。また、遠距離通勤費控除の削減は部分的であり、日曜・祝日・夜間勤務手当の免税措置廃止は6年かかって行われることになっており、その他の税制上の優遇措置・特別規定廃止についても十分具体化されているとは言い難かった。さらに、即時計画実施時の実質減税額は CDU や CSU の当初案より少ない106億5,000万ユーロにとどまっており、全体構想での最終的な実質減税額がどの程度になるのかは明らかにされていなかった。<sup>(9)</sup>

メルケル自身、すでに CSU とのすり合わせを始めた2004年1月時点で、「今年中に大規模な税制改革が行われる可能性はないであろう」と述べて、財政の現状と CDU/CSU が野党であることから、政府に圧力をかけて大規模な税制改革を行わせる可能性は実際には低く、むしろこの改革案を（この時点では2006年秋に予定されていた）次期連邦議会選挙の選挙綱領の基礎として考えていることを示唆していた。事実、バーデン・ヴェルテンベルク州財務相シュトラトハウス（CDU）も、「税制改革は法技術上の理由から（2004年はもちろん）2005年には行われず、政治的理由から2～3年以内に議題に上るであろう」との見通しを示していた。<sup>(10)</sup>それを裏付けるように、即時計画以外の改革の第2段階については、税法学者を中心とした専門家グループに2006年末までに全体的構想を立案することが依頼される予定であるとされていた。それゆえ、CDU/CSU 合同幹部会決議はメルツの要求にも拘わらず法案化されることなく、決議案の提出だけにとどめられることになった。

## （2）SPD 側の反応と売上税引き上げ議論

CDU/CSU のこのような動きに対して、SPD 側はシュレーダー政権下ですでに十分な税制改革が行われたとの見方を繰り返した上で、CDU/CSU の税制改革構想を財源調達不可能な上に「コンツェルンの社長と彼の会社の中堅従業員に対して同じ最高課税率が適用されることになる」非社会的な提案であると批判した。シュレーダー首相は「私は CDU/CSU と協議を行う用意があるが、ただし対象となるのは真面目なものでなければならず、真面目な構想と言えるのは財源に関する提案を含む場合のみである」として、CDU/CSU の改革案の現実性に疑問を呈した。<sup>(11)</sup>またアイヒェル財務相も、2005年までに大規模な税制改革を一段階で実施することはできないとの見方を示した上で、大規模な税制改革には二つの条件があると指摘した。彼によれば、第一の条件はこれ以上の歳入減少を招かないことであり、そのためには税制上の優遇措置の包括的な廃止が必要であるが、それを繰り返しブロックしてきたのは CDU/CSU 側であった。また、彼は第二の条件として、改革が社会的に均衡のとれたものでなければならぬとした上で、CDU/CSU の考え方はそれとはほど遠いものであると指摘した。<sup>(12)</sup>



緑の党もシュレーダー政権のもとで所得税の最低課税率が15%に、最高課税率が42%に、法人税率が25%に引き下げられることになったばかりであることを指摘し、「税制の簡素化を行う場合には、歳出入に中立的（増減税の差し引きゼロ）なものでしかあり得ない」として、これ以上の実質負担緩和を行うことに反対の立場を鮮明にした。他方で、「アジェンダ2010」路線に対する SPD 左派や労組等からの反発が強まる中でのシュレーダーの党首辞任や一連の州議会選挙での敗北を受けて、2004年以降、SPDはこの路線の「正しさ」を強調しつつも、「負担増の時代は終わり」、今後は「アジェンダ2010の第二部」として「研究・教育や家族政策への投資を行う」ことを表明して、有権者からの支持回復のために、財政緊縮や労働・社会保障制度再編に積極的に取り組むとしてきた従来の路線を事実上緩和する方向へと軸足を移しつつあった。<sup>(13)</sup>

この動きを反映して、政府は現行で対 GDP 比 2.5%となっている教育・研究・開発関係支出の比率を2010年までに3%に引き上げるという計画を打ち出す一方、その財源の一部を確保するために、連邦にとって年間65億ユーロの負担となっている持家補助を廃止するための法案を議会に提出した。<sup>(14)</sup>しかし、持家補助は「アジェンダ2010」の一環として2003年末に CDU/CSU との妥協を経て削減されたばかりであり、連邦予算の赤字が拡大しつつあったことから、CDU/CSU 側は「政府は持家補助のための資金を使って予算の穴埋めをしようとしており、連立与党は予測不能の政策によって人々を不安に陥れ、信頼を破壊している」と批判して、連邦議会と連邦参議院において、この法案に反対するとの態度を明らかにした。自由民主党 (FDP) も、「住宅財産は老後準備の最も重要な柱である」として持家補助が国民のマイホーム取得と老後への備えになお大きな役割を果たしていることを強調し、「財産の代わりに教育」ではなく「教育と財産」を要求すると主張した。<sup>(15)</sup>

これに対して、連立与党側は、この補助がすでに当初の役目を終え、住宅市場の受給はすでに均衡化あるいは供給過剰にさえなっており、補助は次第に非効率なものになりつつあると反論して、2004年10月下旬には野党の反対を押し切って連邦議会で法案を可決した。しかし、この改正には連邦参議院の賛成が必要であり、同院で多数を占める CDU/CSU は、若い世代のマイホーム取得と不況に陥っている建設業界支援のためにもこれ以上の持家補助削減は不可能であるとの態度を変えなかった。このため、連邦参議院は2004年11月末に法案を否決した。これに対して政府は両院協議会の招集を要求したが、そこにおいても野党側は妥協の意思を示さず、結局法案は廃案となった。<sup>(16)</sup>

また、2004年6月には、折からボーダフォン社が企業に認められている損益相殺制度を利用して数十億ユーロの収益控除を計画していることに対する世論の反発を受けて、SPD 党首ミュンテフェーリングが企業収益のうち最小限課税の対象となる比率を現行の40%から50%へ引き上げることを提案し、SPD 連邦議会議員団もこれを支持した。政府はこの最小限課税によってすでに2004年から企業の損益相殺を制限していたが、この提案はそれをさらに強化しようとしたものであった。経済界はこれに強く反発したが、SPD 側は最新の統計である1998年時点での企業の

損益相殺額が2,840億ユーロに上り、そのうち1,000億ユーロは黒字企業によるものであったことを指摘して、この改正の正当性を主張した。<sup>(17)</sup>

他方、SPD だけではなく CDU/CSU の地方政治家や財政政策を担当している政治家たちからは、税制改革に関する議論と関連して、中期的観点から売上税（付加価値税）の引き上げを不可避とする見方が出されていた。例えば、SPD 幹部の一人であるシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州首相ジモーニスは、「ドイツ経済の核心的問題は税金が高すぎるのではなく、労働要因が賃金付随コストの上昇によってあまりにも割高になってしまったことにある」と指摘した上で、スカンディナヴィア諸国の税制をモデルとして、売上税の引き上げを通じた社会保険制度への税財源の投入強化による賃金付随コストの引き下げを行うべきであると主張した。ジモーニスは2004年3月に独自の税制改革案を公表したが、そこでも売上税税率を一部の生活必需品に対する優遇税率を除いて現行の16%から19%へと引き上げることを提案した。<sup>(18)</sup>これに対して、SPD 首脳は売上税の引き上げを行わないという立場をとっており、シュレーダー首相は売上税引き上げを明確に否定し、「増税について議論する者は、厳しい改革の必要性を回避しようとしている者である」としか思えない」とジモーニスを暗に批判した。<sup>(19)</sup>

他方、CDU/CSU 側でも、例えば CDU の税制改革案立案の中心となっていたメルツは並行して議論されていた医療保険制度改革と関連して、一定の財源調達が必要が生じる場合には、実質減税を行うことを前提として直接税から間接税への比重の移動もタブー視すべきではないとし、「われわれが大規模な改革の中で社会保険制度に追加的財源調達の必要性があると考えるならば、そのためには直接税よりも間接税の方が適しているであろう」と述べて、ジモーニス同様に、大規模な税制改革の中で売上税の引き上げを行うことを支持していた。また、シュトラトハウスも連邦・州財務相会議が開催された際に CDU/CSU の所得税減税案の財源の一部を売上税の引き上げによって調達する可能性について言及し、「中期的には直接税から間接税にやや比重を移す方がよいであろう」との見方を示していた。さらに、ザクセン州首相ミルブラート（CDU）も、CDU/CSU の医療保険改革案の財源として売上税を引き上げることを提案し、「遅くとも医療保険制度改革との関連において、そのような措置は不可避となるであろう」との見方を示していた。<sup>(20)</sup>このような意見は、CDU/CSU 内からも「無用の混乱を引き起こすもの」とする批判を受けたが、メルツやシュトラトハウス等の発言は、税制改革や社会保険改革においてこれ以上の負担緩和を行おうとする場合には、実際には他の面での負担増が不可避であることを指摘するものであった。

さらに、2005年春に全経済発展評価専門家評議会（いわゆる5賢人会）の会長に就任したベルト・リュールプも、「付加価値税がより大きな改革パッケージの枠内、例えば医療保険あるいは失業保険の財源調達や、特に企業税制改革との関連において引き上げられるならば、それは有意義なことである」と述べて、広範な改革と結びつけられるということを条件に、売上税の引き上げを支持した。彼によれば、そのような改革の一部としての売上税引き上げならば、「数年以内

に償却できる投資のような効果さえ発揮する」はずであった。<sup>(21)</sup>

このように、政府・連立与党側は大規模な税制改革を再び行うことには消極的で、持家補助や企業の最小限課税制の強化等、小規模な改正のみを行う姿勢を見せていた。CDU/CSUも税制を簡素化し、特に企業の負担を緩和することを目的とした税制改革案の骨子を決定したものの、法案として議会に提出する等、政府に対してそれ以上強く改革を迫ろうとはしなかった。他方で、財政状況のいっそうの悪化や医療保険改革の必要性等、税制改革以外にも財政的に対処しなければならない問題が差し迫る中で、連立与党は実質減税に消極的であった。CDU/CSU側も改革案の中では100億ユーロ単位の実質減税を提案していたものの、実際には実質減税の余地に対して悲観的であった。このような状況を受けて、売上税に代表される間接税を中心とした一定の増税によって打開の道を図ろうとする動きが与野党内に見られるようになった。

### (3) 経済界からの圧力

これに対して、2004年10月上旬、経済界の8団体は税制改革に関する原則文書を公表し、税制に関する国際的競争からして企業税制改革を先送りすることはできず、企業に対するいっそうの減税が行われなければ、ドイツは成長と雇用に関して遅れをとってしまうと主張して、与野党に対してあらためて早急に企業税制改革を行うよう要求した。経済団体側は、統合的課税の原理を企業税制改革の基礎とし、この原理に従ってあらゆる種類の所得に対してその収入源に関係なく同一の税負担を課すべきであると主張し、そのような制度の下で国際的競争力のある水準への企業課税の引き下げと、所得税の最高課税率の明確な引き下げを要求した。その上で、経済団体は、「そのような抜本的な税率引き下げが財政的理由からすぐに行えないのであれば、実行可能な中間的措置がとられねばならない」とし、この「中間的措置」の具体的提案として、人的会社に対して資本金会社と同様の課税を受けられる選択肢を与えるという選択権モデルと、企業の収入と個人の収入に対して異なった課税を行うという二重所得税制モデルを提案した。さらに、経済団体は、「この二つの場合において決定的なことは、企業収益に対する課税に明確かつ拘束的な上限を設けることである」と主張した。<sup>(22)</sup>

この経済団体の原則文書発表にあたって、ドイツ商工会議所(DIHK)会頭ブラウンは、次期連邦議会選挙前にもこのような改革のための最初の措置をとるよう要求し、「われわれは1年半の間何もせずに時間を空費することはできない」と述べて、政府に対して企業税制改革を早急に実施するよう強く迫った。経営者団体連盟(BDA)会長フントも、過去3年間に140万の社会保険加入義務のある雇用が失われたと指摘して、雇用のこれ以上の減少を阻止するという観点からも企業税制改革が必要であることを強調した。<sup>(23)</sup>

経済界からのこのような突き上げや、CDU/CSU側からの与野党協議の呼びかけに対して、2005年に入ると、政府側でも、経済政策と労働政策を担当する「スーパー閣僚」として第二次シュレーダー政権で「アジェンダ2010」路線の推進役を担わされてきたクレメント経済相は、「企業の

税負担の引き下げを安易に表明することはできない」とする一方で、企業に対する課税が「名目では」依然として高すぎることから、これを再編しなければならないとの見方を示し、さらに人的会社と資本会社に対する課税を同一化しなければならないとして、二重所得税制を基礎とした改革を支持するとの発言を行った。シュレーダー首相自身もクレメントを支持し、特に中小企業に対して何らかの追加的措置をとることと、企業の留保利益に対する課税率をさらに引き下げることを検討すべきであることを示唆し、この問題についてドイツ産業連盟（BDI）会長ツマンと協議する意向を示した。<sup>(24)</sup>

しかし、クレメントやシュレーダーの発言は必ずしも政府・連立与党の一致した意見ではなく、アイヒェル財務相は「公的予算の債務状況からして、これ以上の減税のための余地はない」との立場を繰り返し、ドイツはすでに租税負担率に関して言えばEU内で2番目に低い国になっていると指摘した。また、ミュンテフェーリングも、国家間の無規律な税率引き下げ競争を阻止するために、まずEU全体での企業税制政策の協調体制を築くことが先決であると指摘した。財務省側は企業の法形態や財源調達方式に対して中立的な税制が必要であることは認めていたが、それについてはアイヒェル財務相を中心とするSPDの作業部会で2006年連邦議会選挙までに改革構想を立案するとの立場をとっていた。<sup>(25)</sup>

2005年2月末には、政府・連立与党内のこの食い違いを調整するため、経済省がBDIと協議を継続する一方、企業税制改革の基礎となる特別報告を2005年末までに5賢人会に提出させ、SPD内の作業部会で同年末あるいは2006年はじめに「最初の結論」を出すとの方針が一応決定された。しかし、このことは、逆に言えば政府が次期連邦議会選挙まで経済界や野党の要求するような改革に着手するつもりのないことを示すものでもあった。<sup>(26)</sup>

(1) Deutscher Bundestag, Drucksache 14/5201, Jahreswirtschaftsbericht 2001 der Bundesregierung. Reformkurs fortsetzen - Wachstumsdynamik stärken, S. 35; Deutscher Bundestag, Drucksache 14/8175, Jahreswirtschaftsbericht 2002 der Bundesregierung. Vor einem neuen Aufschwung - Verlässliche Wirtschafts- und Finanzpolitik fortsetzen, S. 50f.

(2) Beschluss B 1 des Parteitages der CDU Deutschlands 2003. Ein modernes Einkommensteuerrecht für Deutschland, S. 1-9; Frankfurter Allgemeine Zeitung für Deutschland (以下FAZと略称) vom 3. Dezember 2003.

(3) FAZ vom 9. März 2004.

(4) FAZ vom 4. November 2003. ただし、この見方は必ずしも正確ではなかった。確かに、CDUの段階税率案では、例えば所得が40,000ユーロを少しでも超えれば税率が24%から36%に突然上昇するかのように見えたが、実際には、そのような場合所得全体に36%の税率が適用されるのではなく、所得額のうち、まず8,000ユーロ分が基礎控除として除かれた後、8,001~16,000ユーロ分には12%、16,001~40,000ユーロ分には24%、それを越える分には36%と税率が適用されていくので、実際には税額は所得が一定額を超えれば突然上昇するのではなく、曲線的に上昇していくのであった。

(5) CSU-Landesleitung, CSU topaktuell, 07. Januar 2004/Nr. 01/2004, "Konzept 21" der CSU für eine große Steuerreform. CSUのこの改革案の概要は以下のようなものであった。

・所得税の線形的累進税率を維持した上で、最低課税率を13%、最高課税率を39%に引き下げる。

- ・ (CDU案と同じく) 子供を含むすべての国民に対して8,000ユーロの統一的基礎控除を導入する。さらに、被雇用労働所得に対して840ユーロの労働者一括控除を認める。配偶者間所得分割制度を維持する。
  - ・ 利子等の資本所得に対して25%の源泉徴収税を導入する。
  - ・ 人的会社と小規模の資本金会社に対して、法人税課税を受けるか、所得税課税を受けるかを選択できる権利を与える。また、年間売上額50万ユーロ以下の企業の税務申告手続を簡素化する。
  - ・ 企業が事業を継続したまま相続される場合、相続税額を継承後1年ごとに10%ずつ控除していき、継承後10年を経過した場合には相続税を全額免税する。
  - ・ 改革の代替財源確保のため、税法上の優遇規定の約3分の1を廃止する。その一環として夜間・日曜・祝日勤務手当に対する免税措置を5年の移行期間後に廃止する。遠距離通勤費控除及び持家補助は維持する。貯蓄者控除を300ユーロに引き下げる。
  - ・ 営業税を廃止し、その代わりに所得税と売上税の市町村への配分比率を引き上げる。さらに、法人税税収の一部を市町村に配分する。市町村に所得税に対する割増課税権を与えるという方法は複雑すぎることから採用しない。
  - ・ 改革による名目減税額を210億ユーロ、代替財源を差し引いた実質減税規模を150億ユーロとする。
- (6) FAZ vom 17. und 19. Januar 2004.
- (7) FAZ vom 3. und 6. März 2004.
- (8) Gemeinsames steuerpolitisches Programm von CDU und CSU. Ein modernes Steuerrecht für Deutschland - Konzept 21. Beschluss der Präsidien der Christlich Demokratischen Union und der Christlich-Sozialen Union am 7. März 2004. ただし、所得税の最高課税率を36%に引き下げるという点については、後に医療保険改革の財源の一部を調達するために39%への引き下げにとどめるという変更がなされた。この点については、FAZ vom 18. Oktober 2004; FAZ vom 16. November 2004.
- (9) Manfred Schäffers, Billiger Setuerkompromiß, in : FAZ vom 9. März 2004.
- (10) FAZ vom 21. Januar 2004; FAZ vom 27. Februar 2004.
- (11) FAZ vom 4. November 2003; FAZ vom 8. Januar 2004.
- (12) FAZ vom 2. und 9. Januar 2004.
- (13) FAZ vom 29. Januar 2004; FAZ vom 2. Februar 2004; FAZ vom 3. März 2004.
- (14) Deutscher Bundestag, Drucksache 15/3781, Entwurf eines Gesetzes zur finanziellen Unterstützung der Innovations-offensive durch Abschaffung der Eigenheimzulage.
- (15) FAZ vom 10. Januar 2004.
- (16) FAZ vom 23. Oktober 2004; FAZ vom 27. November 2004; 17. Dezember 2004.
- (17) FAZ vom 22. und 23. Juni 2004; FAZ vom 26. August 2004.
- (18) FAZ vom 26. Februar 2004; FAZ vom 17. März 2004. さらに、ジモーニスは配偶者所得分割制度の制限、相続税の引き上げ、高所得者に対する所得税の割増税率適用も提案した。
- (19) FAZ vom 26. Februar 2004.
- (20) FAZ vom 4. und 26. Februar 2004; FAZ vom 3. Juni 2004.
- (21) FAZ vom 5. Februar 2004.
- (22) FAZ vom 8. Oktober 2004. CDU/CSU が所得税と法人税の税率をともに引き下げた上で所得税の最高税率と法人税率を同水準にすることによって、資本金会社と人的会社に対する課税を平等化し、さらに中期的には営業税を廃止することによって企業に対する負担緩和を図るという方向をとっていたのに対して、全経済発展評価専門家評議会 (いわゆる 5 賢人会) は資本所得に対して労働所得よりも低率の課税を行うというスカンディナヴィア諸国型の二重所得税制度を導入することを支持していた。5 賢人会は2003年の年次報告におい

て「ドイツの税制に確実性と信頼性を取り戻すための」改革の二つのオプションとして、法人税と所得税を統合するというモデルと、二重所得税制モデルを示す一方、「すべての観点を考慮した上で、評議会は二重所得税制への移行をより魅力的な改革オプションであると考え」との評価を下した。この二重所得税制モデルでは、国際的な流動性の高い個人と法人の資本所得（利子、企業収益、配当金、売却収益等）に対しては低い一定の税率（30%以下）での課税が行われる一方、そのような流動性の低い個人の非自立的労働所得に対しては今後とも累進税率に基づく課税が行われることになっていた。労働所得の最高課税率は資本所得のそれを「本質的に」上回らないものとされ、5ポイント程度の開きは許容される（従って労働所得に対する最高課税率は35%以下）とされていた。評議会はこのモデルの利点として主として効率性の観点（企業の法的形態や財源調達方法に対して中立的であること、源泉課税の拡大によって税法が簡素化されること、すべての所得に対する単純な定率課税よりも税収減少が少なく済むこと、資本所得に対する課税率のみを引き下げることができ、他の諸国の「攻撃的税制政策」に対して大きな対抗力を持つことができること等）をあげていた。その背景にあるのは国際的な資本の流動性の高まりであるとされ、ドイツの産業立地上の魅力はこの税制によって高まるとされていた。他方、5賢人会はこのモデルの問題点としては、国境を越えた投資に対する課税、資本所得と労働所得の間の境界づけ、企業の損益相殺の扱い、経済的給付力に応じた課税の原理及び「憲法上の枠組み条件」との整合性をあげていた。Deutscher Bundestag, Drucksache 15/2000, Jahresgutachten 2003/2004 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, S. 333ff.

(23) FAZ vom 8. Oktober 2004.

(24) FAZ vom 31. Januar 2005 ; FAZ vom 8. und 9. Februar 2005.

(25) FAZ vom 10. und 12. Februar 2005.

(26) FAZ vom 26. Februar 2005.

## 第2章 労働政策をめぐる議論

### （1）「アジェンダ2010」関連法と CDU/CSU 合同幹部会決議

「アジェンダ2010」において表明された改革のための諸計画のうち、労働市場を柔軟化するための措置に関しては、両院協議会における与野党の交渉を経て、2003年12月には、失業扶助と社会扶助の統合を中心とする諸改正が可決された。<sup>(1)</sup>CDU/CSU は上記の諸改正に関する与野党交渉の際に、解雇保護の緩和、業種統一協約とは異なる事業所レベルでの協約（いわゆる事業所レベルでの「労働のための同盟」）締結の可能性を正式に法制化すること等を強く要求していたが、前者については連立与党側からの一定の譲歩を引き出したものの、後者についてはSPD や労組からの強い反対にあって実現できなかった。このため、CDU/CSU はすでに「アジェンダ2010」に対する対案として2003年6月に議会に提出していた「労働法近代化のための法律案」<sup>(2)</sup>等を基礎に、その後改めて党の労働市場改革提案をまとめる作業を行った。この作業はCDU 幹事長マイヤーとCSU 幹事長ゼーダーを中心に行われ、2004年3月の両党合同幹部会に提出された。この改革案では、新規採用者に関しては、これまでの制限を緩和してすべての企業において4年間解雇保護を適用せず、新規採用者が50歳以上の場合には永続的に解雇保護の対象としないという、従来よりもラディカルな提案が行われていた。また、事業所レベルでの「労働のための同盟」を

合法化するために労働協約法を改正し、労働協約に参加していない企業にも適用される労働協約の一般拘束性原則を廃止するとされていた。さらに、失業者の再就職を容易にするため、企業が失業者を雇用した場合に最初の1年に関しては協約賃金を10%下回る賃金を支払うことを認めることも提案されていた。他方で、賃金付随コストを引き下げのために失業保険料率を現在の6.5%から5%に引き下げるとされ、それと関連して失業手当の初回支給額を25%減額することも提案されていた。さらに、シュレーダー政権下で行われた労組側に有利な事業所組織法改正を撤回するという主張も掲げられていた。<sup>(3)</sup>

しかし、これらの要求に対しては、与党や労組はもちろんのこと、CSUに比べて十分な準備を行っていなかったCDU内部からも厳しすぎるとして批判が相次いだ。2004年9月に州議会選挙を控えていたザールラント州首相ミュラーは、「労働者の諸権利を一方向的に制限することによっては労働市場の諸問題を解決することはできない」と主張し、「この提案はCDUの諸決議と合致せず、実践面で実現できず、社会的に均衡を欠くものである」と批判した。CDUバーデン・ヴェルテンベルク州支部長で副党首でもあるベア、ノルトライン・ヴェストファーレン州支部長リュトガースもこの提案を支持することに難色を示した。さらに、CDU労働者派(CDA)会長アレンツは、「この提案は経済状況の悪化を労働者の諸権利に対する全面攻撃のために濫用している」と非難し、「このような方法では景気回復を実現することはできず、わが国を深刻な危機に陥れるだけである」と主張した。バーデン・ヴェルテンベルク州のCDAは、メイヤー幹事長が「労働法における政治的暴走」をしていると非難し、彼の辞任さえ要求した。このため、合同幹部会では、新規採用者に対する4年間の解雇保護適用の停止、失業手当の初回給付の25%カット、労働協約の一般拘束性原則廃止、失業者を雇用した場合の賃金10%カットなど、中心的な要求が撤回あるいは大幅に緩和された。<sup>(4)</sup>

このような経過を経て、CDU/CSUは2004年3月に「ドイツのための方向転換—CDUとCSUの成長プログラム」と題する合同幹部会決議を採択した。CDU/CSUがこの決議において掲げた計画の指針となるのは、同党が従来から主張してきたいわゆる「3×40」、すなわち国家支出比率、社会保険料率、税率をすべて40%以下に引き下げるという目標をより一貫して目指すことであった。それにはひとまとまりの鍵となる改革構想が必要であるとされ、労働市場における方向転換、税法と国家財政における方向転換、旧東独地域諸州における方向転換、連邦制度における方向転換が必要であるとされた。<sup>(5)</sup>

このうち、第一の「労働市場における方向転換」に関しては、CDU/CSUは労使に対して労働協約に関して国家全体に対する責任と柔軟性を示すよう要求し、核心的問題は依然として名目労働コストが高すぎることであり、国際的に競争力のある賃金水準を達成するために労働時間の延長や主として失業者の労働市場への復帰のために低賃金部門を再活性化することが必要であると指摘した。その上で、具体的な措置としては以下のような点が列挙されていた。<sup>(6)</sup>

・労働、賃金に関する多数の法律をまとめて簡素化・スリム化するため、統一的労働法典の編

募を目指す。

- ・労働協約自治を尊重しつつ、雇用確保を指針とした事業所レベルでの業種統一協約からの逸脱を法的に認める。このような逸脱は、労働協約によって認められ、労働者に有利な規定の変更を含み、労働協約の有効期間を越えない限りにおいて、事業所評議会と従業員の3分の2以上が賛成する場合に認められる。
- ・事業所組織法改革のための法律のうち、中小企業にとってコストのかかる部分、特に事業所評議会員の数に関する改正と職務を免除される評議会員の条件の緩和を撤回する。
- ・企業の新規採用者に対して最長4年の有期雇用を可能とする。企業が50歳以上の失業者を新規採用する場合、当該失業者が退職一時金を受け取るという方法を自発的に選択した場合には、解雇保護の適用から除外する。
- ・失業保険をその核心的任務に限定することによって、失業保険料率を1.5ポイント引き下げて5%にすることを目指す。
- ・早期退職年金のすべての誘因を徹底的に除去する。
- ・企業に対して、長期失業者を雇用した場合に最初の1年間については協約賃金を下回る賃金での雇用を可能とする。
- ・派遣労働者が派遣先企業の従業員と同一の労働条件と賃金を請求できる権利は派遣後12か月経ってから認める。
- ・斡旋された就職先を受け入れない第2失業手当受給者に対しては、手当の大幅削減を行う。
- ・一般的な短時間労働請求権を子供の養育と要介護家族の世話の場合だけに制限する。
- ・職業教育課徴金は行政コストを大幅に増加させ、職業教育の国有化と中央集権化によって地域ごとに異なる状況への対処を不可能にすることから、その導入に反対する。
- ・短時間労働法及び有期雇用労働法の適用を従業員20名を越える企業に限定する。従業員20名以下の企業に対する労働時間法の適用をEU基本指針にそって柔軟化する。

しかし、特にCDU内では、その後も労働市場改革に関して、主として経済・財政政策を担当する政治家と、社会政策を重視する政治家の間での意見の食い違いを示す状況が見られた。2004年7月には、CDU幹事長メイヤーと同党ヘッセン州議会院内総務ユングが「新しい産業構造の下での労働によるより高い成長」と題するディスカッション・ペーパーを公表した。この文書は基本的に3月の合同幹部会決議にそったものであったが、解雇保護の適用免除の下限を従業員20名以下の企業とすること、解雇保護適用対象企業の場合も、新規採用者に対しては3年間解雇保護の適用を停止すること、52歳以上の労働者も解雇保護の適用対象から外すこと、労働者に解雇保護の適用除外を条件として退職一時金を受け取れる選択肢を一般的に与えることといった、より尖鋭な要求を掲げていた。<sup>(7)</sup>また、メルツも52歳以上の労働者に対して解雇保護を廃止することを支持し、「高齢の失業者に関して解雇保護の緩和が雇用の増加をもたらすことが証明されれば、われわれはいつの日か解雇保護を完全に廃止できるであろう」と主張した。また、ニーダー



ザクセン州首相ヴルフも、「神聖視されている解雇保護法はその核心においては労働裁判所と弁護士の雇用にのみ寄与しており、この法律が人々を実際に失業から守っているならば、ドイツには600万人もの失業者は存在しなかった」と主張した。<sup>(8)</sup>

これに対して、アレンツは、メイヤー等の文書は労働者の権利の徹底的な廃止によって労働市場の状況が改善されるという考え方と、賃金を全般的に引き下げねばならないという考え方という、二つの誤った基本理念で貫かれており、国民政党である CDU というよりも FDP の綱領を思い出させるものであって、新自由主義イデオロギー以外の何ものでもないと激しく非難した。さらに、彼は、労働者も正当な安全に対する欲求を持っており、無制限な規制緩和と柔軟化にさらされてはならないとし、CDU 党大会でそのような決議が採択されるならば、それは SPD を選挙で積極的に助けることになるであろうと主張した。<sup>(9)</sup> ミュラーも、「ドイツにアメリカの関係を導入することは望まれていない」とし、CDU 幹部が労働者の権利の廃止に関する要求を繰り返すことは連立与党に得点を与えるだけであると警告した。さらに、CSU 内で社会政策重視派を代表するゼーホーファーも、解雇保護の廃止が雇用の増加をもたらすという証拠は何もないと述べて、メルツ等を牽制した。ヴルフやメルツの発言に対しては、当然のことながら連立与党及び労組からも激しい非難が浴びせられた。ミュンテフェーリングは、CDU は「新たなシニシズムの頂点」にあつて社会的市場経済の諸原理を裏切りつつあると指摘し、「わが国は、SPD と共に社会的市場経済の道を歩むか、メルツやヴルフの無遠慮な資本主義の道を歩むかの方向決定の前に立たされている」と主張した。さらに、ミュンテフェーリングは、「労働市場の自由化に関する CDU の提案では、解雇保護だけではなく労働協約自治に対しても疑問が呈されているが、それはわが国の民主主義と経済の基礎を動揺させるものである」と指摘して、SPD と CDU/CSU の立場の違いを強調した。<sup>(10)</sup>

このような党内議論を経て、2004年秋には CDU 党大会に向けた総務会の基本動議案起草が進められたが、そこでは、解雇保護の制限緩和、個々の企業において業種統一協約から逸脱した協約を締結できる権利の付与、労働時間の延長という3つの提案が中心的な位置を占めていた。そのうち、解雇保護に関しては、従業員20名以下の企業における新規採用者と52歳以上の労働者を解雇保護の適用対象からはずすという上記のディスカッション・ペーパーの要求が取り入れられた。さらに、新規採用者の試用期間を現行の6か月から中期的に36か月に延長し、それと引き替えに有期雇用規定を廃止するという新たな要求も掲げられた。第二に、企業に対して事業所評議会との間で業種統一協約から逸脱する労働条件について合意できる法的権利を与えるというかねてからの「労働のための同盟」に関する提案がなされていた。第三に、1日あたりの労働時間を8時間以上に延長できる可能性を拡大することも提案されていた。その一方で、この党大会動議案では、ハルツ第4法によって12か月に短縮されることになった第一失業手当の支給期間を再び24か月に延長するという、労働者層に対する懐柔策的な提案も行われていた。<sup>(11)</sup>

しかし、この動議案に対しても、CDU/CSU 労働者派は反発を示し、従業員20名以下の企業も

完全に解雇保護の適用対象外とすべきではなく、広範な有期雇用の可能性を与えるという形にすること、新規採用者の試用期間を3年に延長するという提案を撤回すること、かりに解雇保護を動議案のように緩和するのであれば、失業手当の支給水準をもっと引き上げるべきであること、業種統一協約からの逸脱は、労組と経営者団体が合意する場合にのみ可能とすべきであることを要求した。さらに、CDAは、「2003年以降、連立与党の企てによって事実上50歳を越える労働者に対しては解雇保護は適用されなくなっており、さらに従業員10名以下の企業は解雇保護を適用されなくなっている。それらはすでに労働者の権利に対する相当の介入であり、さらに厳しいことが行われる前に、まずこれらの介入が雇用政策的に何かをもたらすのかを経験に照らして議論しなければならない」と指摘して、動議案において提案されているような措置が雇用創出効果を持っているのかどうかに対して、強い疑問を呈した。<sup>(12)</sup>これに対して、党内で企業側の利益を代表するCDU経済評議会は、解雇保護の緩和に関する動議案での提案が経済評議会の中心的要求にそったものであることを強調し、これらの措置によって企業が新規雇用を創出することは容易になると主張した。他方、経済評議会は、失業手当の支給期間を再び24か月に延長するという提案に対しては、「社会国家の不必要な拡大」として反対した。<sup>(13)</sup>

このように、党大会に向けてCDU内では解雇保護の問題を中心になお意見の不一致が見られたため、その後合意に向けての党内調整が行われた。その結果、2004年12月上旬に開催されたCDU党大会においては、労働市場政策に関して「成長－労働－豊かさ」と題する以下のような決議が採択された。<sup>(14)</sup>

- ・労使に対して、業種統一協約にオープン条項を設け、事業所レベルで業種統一協約とは異なった協約を締結できる「労働のための同盟」を可能にするよう勧告する。
- ・新規採用者に対する解雇保護の適用免除対象企業の規模を現行の従業員10名以下から20名以下に引き上げ、適用対象外の企業においては52歳以上の従業員も解雇保護の適用対象外とする。
- ・解雇保護の適用対象企業において、新規採用の際に、後に企業側の都合による解雇が必要となった場合に解雇保護適用の代わりに退職一時金を支給し、それと引き換えに労働者側が解雇保護を理由とした訴訟を放棄するという取り決めを、予め労使間で締結することを可能とする。
- ・解雇保護適用対象企業において、新規採用の場合に、労使の協定によって解雇保護適用までに最大2年間の猶予期間を設けることを可能にする。この方法は、新規採用者に対して6か月の有期雇用（＝試用期間）を最大3回まで延長できるという現行規定よりも、被用者にとって無期限雇用契約を締結できるという利点がある。
- ・事業所組織法の改正を行う。（詳細については言及せず）
- ・公的な賃金補助を行うことによって、低賃金部門を拡充する。その財源の大部分は、失業扶助と社会扶助の統合による財政節減によって調達する。

- ・中小企業支援のために、従業員20名以下の企業に対して、官僚主義的で煩雑な手続上の負担となっている短時間労働法、労働時間法、作業場令等の適用を免除する法律を制定する。

## (2) SPD 側の反応と職業教育課徴金・法定最低賃金導入問題

CDU/CSU 側のこのような動きに対して、政府・連立与党側は、ハルツ関連法及び「アジェンダ2010」関連法によって推進された労働市場の柔軟化・規制緩和に対する労組等からの激しい反発に対処するため、2004年に入ると労働者保護の方向へと重点を移し始めた。その象徴の一つとなったのが、職業教育課徴金問題であった。職業教育を十分に行わない企業に対する課徴金の導入は「社会的公正」を強調する SPD 左派のかねてからの要求の一つであり、シュレーダーが2003年3月に「アジェンダ2010」演説において労働市場改革を推進する姿勢を見せた時にも、同時に党内左派に譲歩する形で、企業の社会的責任を問うという観点からその導入の可能性を示唆していた。その後、同年6月に SPD が特別党大会において「アジェンダ2010」に掲げられた諸計画を党の決議として改めて採択した時にも、党内左派を懐柔してこの決議に賛成させるために、相続税の引き上げや財産税の再導入と並んで、職業教育課徴金の導入要求がさらに強化された形でこの決議に盛り込まれた。<sup>(15)</sup>さらに、「アジェンダ2010」関連法案が議会で審議されるのと平行して、この特別党大会決議を受ける形で2003年11月には SPD 連邦議会議員団は職業教育課徴金の導入に関する骨子文書を採択して法案化に向けての作業を開始した。このような動きに対して、クレメント経済相は「労使による自発的な方法で解決に達するのが最良の道である」として課徴金の導入に懸念を示したが、この直後に開催された SPD 定期党大会でも、シュレーダーやクレメントの推進してきた「アジェンダ2010」路線に対する代議員たちの批判的な雰囲気の中で、2004年から職業教育課徴金を導入するとする決議が再び採択され、立法化への動きはますます加速された。<sup>(16)</sup>

しかし、職業教育課徴金の導入が法案化される段階になると、野党だけではなく、連立与党内でも、クレメント以外の党幹部からの疑問の声が再び大きくなった。例えば、SPD バイエルン州議会院内総務マゲットは、課徴金を導入すれば最悪の場合には職業教育の国有化の方向へと進む懸念があると指摘し、ノルトライン・ヴェストファーレン州支部長シャルタウも、職業教育が何らかの形態での強制を背景としたものになれば、それは決して機能しないとして、国家が強制的介入を行うことに否定的な態度をとった。また、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州首相ジモーニスも、同州で職業教育ポストが不足していないことを理由に連邦全体で一律的な法規制を行うことに反対し、同時に、多くの企業が課徴金を支払って職業教育を放棄するという道を選択するおそれがあるとの懸念も示した。ノルトライン・ヴェストファーレン州支部やラインラント・プファルツ州支部も、職業教育課徴金の適用を地域ごとに柔軟化すべきであるという立場をとった。<sup>(17)</sup>しかし、法案をそのような形にすれば、成立させるために CDU/CSU 側が多数を占める連邦参議院の賛成が必要となり、法案自体が廃案になる可能性が高かったため、政府は上記のよ

うな SPD の一部の州支部からの要求を受け入れることができないというジレンマに陥った。

他方、経済界はこの課徴金が巨大な官僚主義的再配分過程と企業にとっての新たな追加的負担をもたらし、結果的に企業の職業教育意欲とポスト提供数にマイナスの影響を与えるであろうと警告した。この見方を裏付けるかのように、連邦財務省も、職業教育課徴金を導入すれば企業側にとって差し引き12億ユーロの負担増になることを理由に、「この課徴金は経済政策・景気政策上の観点からして疑問のある措置である」として、消極的な態度をとった。しかし、これに対して、シュレーダー首相、ミュンテフェーリング院内総務、ショルツ幹事長等 SPD 指導部は、労使間の自発的協定、業種別・地域別の解決策を優先するという姿勢を見せたものの、それが実際には容易でなかったことから、SPD 党大会に見られた雰囲気や「アジェンダ2010」路線に対する労組の反発の強まりを背景に、立法化の方向に傾斜していった。<sup>(18)</sup>

こうして、2004年4月はじめには、政府は職業教育課徴金の導入を中心とする「職業教育安定化法案」を連邦参議院の賛成を必要としない法案として議会に提出した。<sup>(19)</sup>他方で、シュレーダーに代わって SPD 党首となったミュンテフェーリングは、労組、経済界、市町村の代表に「職業教育サミット」の開催を呼びかける書簡を送り、法案審議を予定通り進めるとした上で、自発的な労働協約による職業教育協定が締結される場合には職業教育課徴金の法律による導入を中止する用意があることを表明した。<sup>(20)</sup>

これに対して、CDU/CSU 連邦議会議員団は、職業訓練生に対する報酬を明確に引き下げることによって職業教育ポストを増加させることを目指す対抗法案を提出した。同党によれば、職業教育を行っていない企業の多くにとっては、職業教育に起因するコストが職業教育に対する意欲低下の根本原因になっていた。このような判断から、この法案では、職業訓練生に対する報酬を協約賃金の3分の2まで引き下げることが可能にすることが予定されていた。また、従業員10名以下で少なくとも1名の職業訓練生を引き受ける企業に対して補助金を与えることも規定されていた。さらに、CDU/CSU は多くの職業教育が理論過剰で、かえって職業教育についていけない若者を増加させていると指摘し、職業教育期間を短縮するための職業教育法の改正が必要であると主張した。<sup>(21)</sup>

他方で、連立与党内からの批判も法案審議開始後になくなったわけではなく、特に、ノルトライン・ヴェストファーレン、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン、ラインラント・プファルツという SPD に所属する有力3州の州首相が依然としてこの法案に反対していた。実際の可能性は低かったものの、このことは、連邦参議院においてこの3州が法案反対に回った場合には反対が3分の2を越え、それを覆すために連邦議会で同じく3分の2の多数が必要となって、事実上法案が廃案となる危険性をはらんでいた。このため、ミュンテフェーリングが3州の首相と会談を行って説得にあたったが、それでも合意を得ることはできなかった。閣内でも、クレメント経済相は「官僚主義的規制によってかえって職業教育ポストを消滅させてしまうことになる」として依然として課徴金の導入に対する反対の姿勢を変えていなかった。<sup>(22)</sup>

このような状況に対処するため、ミュンテフェーリングは経済団体、労組、市町村の代表と個別に会談し、自発的な職業教育協定を締結することによって法律による課徴金の導入を不要とするよう働きかけた。これに対して、DIHK 会頭ブラウンも、「広範な寄与の約束を行う用意がある」として、政府との協議に応じる姿勢を見せ、「職業教育のための協定」を提案したが、そのための前提条件として、法案を少なくとも3年間棚上げすることを要求した。このような経済団体側の妥協姿勢に対して、連邦議会における法案採決の直前には、ノルトライン・ヴェストファーレン州首相シュタインブリュックとラインラント・プファルツ州首相ベックが、経済界側から3分の2、州側から3分の1の拠出による職業教育基金を設置し、法的義務ではない自発的な協定の下で職業教育ポストと応募者の不均衡を是正するという新たな提案を行ったが、この時点では状況を大きく変えるには至らなかった。また、労組側はあくまでも法案化を求め、政府と経済界との協議には加わらなかった。<sup>(23)</sup>

このように、政府・連立与党側でも足並みのそろわないまま、職業教育安定化法案は2004年5月上旬に連邦議会で可決されたが、実際に課徴金を導入することについて完全な合意が得られたと言うにはほど遠い状態であった。そのため、連立与党は法案可決と同時に、経営者側で自発的な職業教育協定が締結され、すべての応募者に職業教育ポストの提供が保障される場合には課徴金を徴収しないとする決議を採択した。ブルマン教育相は、「ボールは今や経済界の側にある」とし、「経済界が秋までに十分な職業教育ポストを提供する場合には法律は実行に移されず、課徴金は徴収されないであろう」と述べて、ミュンテフェーリング等の呼びかけに応じて政府との間で非公式に協議を続けている経済団体に対して自発的協定を締結するよう再度圧力をかけた。<sup>(24)</sup>

連邦参議院では、当初連邦議会に続いて7月上旬までに法案の最終的な採決が行われる予定であったが、CDU/CSU 側はもちろん SPD 陣営の一部の州も依然として法案に反対する姿勢を変えず、政府と経済界との間の協議も継続されていたため、さしあたって連邦参議院側が6月上旬に法案に異議を申し立てて両院協議会を開催し、その間に経済界に対して自発的な職業教育協定を締結するようさらに圧力をかけるという方法が、与野党の暗黙の了解のうちに選択された。これに対して、ドイツ労働組合同盟 (DGB) は「法律なしでは職業教育協定はそれほど価値がない」として、法律という圧力手段を放棄することはできないと主張し、SPD 左派も同様の主張を繰り返したが、他方で経済界との交渉が次第に進展を見せ始めたため、政府・連立与党は自発的な協定を優先するという方向性を強めていった。<sup>(25)</sup>

こうして、たび重なる圧力を受ける形で、6月中旬には経済団体代表は政府との間で職業教育協定を締結するに至った。この協定では、経営者側は2005年から2007年までの3年間にわたって毎年3万の新たな職業教育ポストを提供する義務を負うことになった。ただし、この3万という数字は純増分を意味するものではなく、職業教育ポストの総数についての保障は行われていなかった。従って、前年よりも多くの職業教育ポストが提供されるかどうかは明らかではなかった。<sup>(26)</sup>

これに対して、DGB 指導部は、SPD、特ミュンテフェーリングがこれまで職業教育課徴金の導入を支持してきたにも拘わらず、法律化を事実上放棄して経済界との職業教育協定という方法に転換したことに強く反発した。DGB 委員長ゾンマーは「経済界に平身低頭することによってドイツの経済状況を改善できると信じる者は、人々によって罰せられることを覚悟しなければならない」と述べて、SPD 首脳に対する怒りを露わにした。<sup>(27)</sup>このような労組側の反発の背景には、この問題だけではなく、失業扶助と社会扶助の統合や、それに伴う失業者に対する再就職への圧力強化、さらに「アジェンダ2010」路線そのものに対する反感があった。

他方、SPD 側も一連の州議会選挙等での敗北の中で労組に対して苛立ちを強めており、ミュンテフェーリングは直近の欧州議会選挙において SPD が組織労働者の間で平均以上に票を失ったことに強い懸念を示し、「労組は SPD の現状に対して責任の一端を負っている」と指摘した。シュレーダー首相もゾンマーの批判に対して、「労組は抽象的な見方を止め、企業における具体的な問題に取り組みねばならず、何が実際に労働者のためになるかという基本線にそって行動しなければならない」と反論した。さらに、州側から職業教育課徴金の導入に一貫して反対してきたベックも、「労組首脳の一部は実質的なこと、すなわち不可避の諸改革の内容について議論するよりも、根本的に拒否をするという不合理なテーゼを主張している」と労組の硬直的な姿勢を批判した。<sup>(28)</sup>

ただし、この問題については労組側も内部では実際には必ずしも一枚岩ではなく、特に強硬な姿勢をとるサービス産業労組委員長ブジルスケに対しては労組内からの批判的な声があがっていた。また、SPD だけではなく労組も組合員数の減少に悩まされており、この状況下で、実際には労組にとって象徴的意味の方が強い職業教育課徴金問題で SPD との関係をさらに悪化させることは必ずしも得策ではなかった。<sup>(29)</sup>他方、労組内の強硬派を中心に左翼的な新党結成の動きが見られたことから、SPD 側としても労組との関係をこれ以上悪化させるのは得策ではなかった。それゆえ、SPD と労組の関係はこの問題で決定的に悪化するということはなく、表面的にはその後双方とも事態を沈静化させる方向に向かっていったが、必ずしも関係が改善されたわけではなかった。<sup>(30)</sup>

以上のような職業教育課徴金の導入問題と並んで労働者保護という観点から議論の対象となった第二の問題は、法定最低賃金制導入問題であった。そのきっかけとなったのはハルツ第4法に基づく2005年からの第2失業手当の導入であり、この手当の導入後には、手当受給者に対して再就職先の妥当性基準が厳格化され、協約賃金あるいは当該地域で通常の賃金を大きく下回る場合でもあらゆる合法的職への再就職を要求されることになっていた。しかし、この規定強化に対しては、賃金ダンピングが引き起こされるのではないかという懸念の声が労組や SPD の一部から出されており、それを阻止するために最低賃金制を導入しなければならないという議論につながっていった。この問題に関して、例えば、2004年6月には SPD の有力幹部であるラインラント・プファルツ州首相ベックは、「ドイツにおいてアメリカのような雇用関係があってはならない」

とし、最低賃金に関する議論を緊急に行う必要があると主張した。彼は、労組との合意がなされれば最低賃金についての法律を今立法期中に制定できる十分なチャンスがあるとし、最低賃金制の導入を支持した。緑の党党首ビュティコファーも、各分野や地域における差異を考慮しなければならないという限定をつけたものの、バックの主張を歓迎する意向を示した。しかし、政府・連立与党内では、この問題に関しても意見の一致があったわけではなかった。バックの問題提起に対して、クレメント経済相は、国際的比較からすれば、最低賃金は賃金水準が低い諸国において意味があるとし、低賃金部門は今後も賃金補助や付加的所得の可能性拡大によって補強されると考えられることから、法定最低賃金を設けることはドイツの労働市場においてはそれほど目的適合的なことではないとして最低賃金の導入に反対の立場をとった。<sup>(31)</sup>

労組側でも、法定最低賃金の導入は必ずしも全面的に支持されていたわけではなかった。すでに建設業界では労働協約のレベルで最低賃金が導入されており、組織率が低く大幅な賃上げを実現するのに苦労していた食糧・娯楽・レストラン業労組 (NGG) 等も法定最低賃金の導入を支持していた。しかし、相対的に高い協約賃金を有する金属労組等は、統一的な最低賃金の導入がかえって賃金の引き下げを引き起こしかねないことから、導入に否定的な態度をとっていた。また、鉱山・化学・エネルギー労組は、「最低賃金制の導入には、労働協約自治の空洞化の危険が潜んでいる」として、法定最低賃金制の導入が賃金に対する国家の介入につながり、それによって労使による労働協約自治体制というドイツ的な伝統が掘り崩されることに対する懸念を示した。その上で、同労組は、最低賃金の導入よりも、同一業種における内外の賃金格差から国外へ流出するおそれのある雇用に関して公的な賃金補助を導入することによって、協約賃金を確保しつつ企業の賃金コストを抑制し、雇用を維持することを要求した。<sup>(32)</sup>

このような微妙な状況を受けて、SPD 党首ミュンテフェーリングは2004年8月下旬に、多くの職場では賃金が劇的に低下しており、最低賃金に関する議論が緊急に必要であるとし、最低賃金の導入によって第2失業手当受給者に対する再就職先の妥当性基準を事実上緩和するという方法を示唆する一方、最低賃金制がある意味で低賃金部門における労働協約自治の制限を意味するがゆえに、労組がこの制度を導入することを要求するのであれば、その前提として、労働協約自治の一部を手放し、立法者に委ねることを了承しなければならないと指摘した。その上で、彼は2004年秋までに SPD として法定最低賃金制の導入についての立場を明確にする意向であることを明らかにし、その際には「最低賃金制に関する法律を労組と共に立案するつもりであり、労組に対抗する形でそれを行うつもりはない」と表明して、SPD・労組評議会等で議論を行う方針を示した。シュレーダー首相も、「首相の立場からすれば、SPD と労組の間の根本的な議論が重要である」と述べて、政府としては現時点では最低賃金制をめぐる対立に介入せず、労組や SPD 内での議論を見守るという態度をとった。<sup>(33)</sup>

ミュンテフェーリングのこの提案に対する SPD や労組からの反応はかなり錯綜したものとなった。金属労組委員長ユルゲン・ペータースや建設・農業・環境労組委員長クラウス・ヴィーゼ

ヒューゲルは、「賃金政策は今後とも労使の管轄の下に置かれねばならない」として労働協約自治制度を優先させるとする立場をとり、その上で、法定最低賃金の導入ではなく、労働協約の中に最低賃金に関する規定を設け、政府がそれに一般的拘束性を与える宣言を行うという方法を提案した。また、クレメント経済相も「強い労組は法定最低賃金制を必要とせず、自発的な基礎の上にそれを規定することができる」と述べて、労働協約自治という観点から法定最低賃金制の導入に反対する立場を繰り返した。SPD 右派であるゼーハイマー派も、法定最低賃金制は労働協約自治への重大な介入であり、秩序政策上の重大な過ちであるとして、この制度の導入に反対を表明した。<sup>(34)</sup>

これに対して、サービス産業労組副委員長メーニヒーラーネは「再就職先の妥当性基準条項によって賃金への（引き下げ）圧力は強まると予想される」との見方を示し、他の諸国は最低賃金制に関してプラスの経験をしているとして、最低賃金制によって第2失業手当受給者の再就職先の妥当性基準を事実上緩和するというミュンテフェーリングの提案を支持する立場をとった。他方で、同副委員長は最低賃金を時給7ユーロ50セントを明確に上回る水準に設定すべきであると、**「さもなければ、われわれは正規雇用における貧困を法的に確定することにさえなってしまう」**と主張した。食糧・娯楽・レストラン業労組も法定最低賃金制度の導入を改めて支持した。さらに、SPD バーデン・ヴュルテンベルク州支部長ウテ・フォークトもミュンテフェーリングの提案を支持し、**「多くの業界における賃金はスキャンダラスなものであり、従って、賃金の下限が決められねばならない」**と主張した。また、ビュティコファーは、**「賃金の恒常的な下降スパイラルの危険と賃金ダンピングに対処するために、最低賃金を法的に保障することが絶対に必要である」**と述べる一方、包括的な最低賃金規定の導入には反対し、すべての人々に対して同一の最低賃金を適用することは不可能であり、各地域と業種の条件を基準とした最低賃金制を導入すべきであると指摘した。また、彼は、そのような規定は労使の間でも締結可能であるがゆえに、法的規定は必要ない可能性もあるとして、法定最低賃金制という考え方を相対化した。<sup>(35)</sup>

他方、経営者側や野党は、当然のことながら最低賃金制の導入に強く反対した。BDI 会長ロゴフスキーは**「そのような最低賃金の確定によって、われわれはただでさえ規制の多すぎる労働市場をさらに縛ることになる」**とし、**「当該雇用が非生産的になれば、最低賃金によっても人員整理を防ぐことはできないであろう」**と述べて、最低賃金制の導入に強く反対した。BDA 会長フントも、**「法定最低賃金制の導入は、アジェンダ2010の意図からしてまさに本末転倒のものである」**と批判した。CDU 党首メルケルも、**「この議論は目的にそっておらず、『要求と支援』という（政府の）改革路線全体に逆行するものである」**と批判し、むしろ、第一労働市場の低賃金部門に対して賃金の一部や社会保険料を公的に補助する**「コンビ賃金」**を導入することによって、この部門での雇用を拡大すると共に、働く者が失業者よりも多くの所得を得るという原則を確立すべきであると主張した。<sup>(36)</sup>

このような様々な反応を見て、シュレーダー首相は「最低賃金制の問題に対して積極的な決定



を下す必要があるにせよ、せいぜい個別の業種においてであろう」として、少なくとも一律的な法定最低賃金制の導入には懐疑的な見方を強めた。彼は、この議論を正当なものであるとは考えているが、むしろどちらかと言えば労組を強化すべきであるとして、現時点で政府が行動する必要性はないとする姿勢を見せ始めた。DGB 委員長ゾンマーも、「すべての分野に法定最低賃金制を導入することはできない」とする一方、低賃金労働者に対する保護の必要性を指摘し、「最低賃金制はそのための一つの可能性であろう」として、最低賃金制にも理解を示した。しかし、彼は、最低賃金制よりも第2失業手当受給者の再就職先の妥当性基準の緩和の方が望ましいとの立場をとっており、この妥当性基準の強化が賃金ダンピングの原因になるという見方では、ペータース等も意見を同じくしていた。<sup>(37)</sup>

このように、政府・連立与党内でも、労組内でも、最低賃金制の導入に関しては、統一的な立場を確立するにはほど遠い状態であった。2004年秋にかけて、法定最低賃金の導入に反対する金属労組とその導入を支持するサービス産業労組は、各業種の最低協約賃金を政令等によって法定最低賃金と見なすという方向で意見調整を試みたが、業種間の境界線や、協約賃金が存在しない業種の扱い等で調整は難航した。この間、サービス産業労組や食糧・娯楽・レストラン業労組は法定最低賃金額として月額1,300~1,500ユーロを提案したが、BDAは、そのような最低賃金を導入すれば、闇労働への転換、国外への雇用流出、リストラによって、200~300万の雇用が失われるであろうと警告した。また、各業種の最低協約賃金を法律あるいは政令を通じて法定最低賃金にするという案に対しても、BDAは、例えば旧東独地域諸州では実際には最大45%の被用者が協約賃金を下回る賃金で働いていることを指摘し、そのような中で法定最低賃金が導入されれば、それらの人々の雇用が失われることになることを指摘した。<sup>(38)</sup>

これに対して、ミュンテフェーリングはSPD・労組評議会でこの問題を取り上げられるのは11月末になるとの見方を示し、合意が得られれば立法作業を迅速に進めると表明した。また、ゾンマーも、「労組は最低賃金制が必要であるという点で一致しており、ただ、それを達成する最上の方法についてだけが議論の対象となっているだけである」<sup>(39)</sup>としたが、実際に一致した解決策を見出せる見通しは必ずしも明るいものではなかった。

こうして、2004年夏のミュンテフェーリングの提案にも拘わらず、最低賃金制の導入をめぐる議論は次第に行き詰まりの様相を見せ、11月末に開催されたSPD・労組評議会では、事前の予想通り、この問題について最終的な立場を確定することができなかった。ミュンテフェーリングは、SPDと労組は「適切な賃金」が保障されねばならないという点では一致したとする一方、「この複雑な問題」についての議論はさらに続けられるであろうと述べて、合意を達成できなかったことを認めた。<sup>(40)</sup>

(1) アジェンダ2010の概要については、Presse- und Informationsamt der Bundesregierung(hg.), agenda 2010. Deutschland bewegt sich, Aktualisierte Neuauflage 2004, Berlin 2004及び日本政策投資銀行フランクフルト駐在員

事務所編「ドイツの労働市場・社会保障改革『アジェンダ2010』リフォーム・パッケージ」(F-38、駐在員事務所報告、国際部)、2003年参照。

2003年末に社会扶助と失業扶助の統合と同時に議会で決された労働市場政策に関する主な改革措置は以下のようなものであった。

- ・手工業において開業の前提条件としてマイスター証明書を必要とする業種をこれまでの94から41に削減する。その際、当該業務の危険性が高いことと、職業教育期間が製造業全体の平均を50%以上上回ることをマイスター証明書を必要とする業種への分類基準とする。ただし、これらの業種においても、今後は徒弟は職業教育期間終了後、待機期間なしにただちにマイスターコースを申請できるようになる。さらに、6年間にわたる当該業種での活動経験を持ち、そのうち4年間は指導的な立場で仕事に従事した徒弟に対しては、マイスター証明書なしでも営業を認める。その他の53業種及びすでに従来から自由に開業できる業種の場合には、（開業の条件ではないが）希望者は任意にマイスター試験を受けることができる。（大手工業令改正）
- ・3か月以内に習得可能な単純な手工業種に関しては、開業を完全に自由化する。ただし、その場合には今後とも当該業種の工程全体ではなく部分的な単純作業のみを行うことを認める。（小手工業令改正）
- ・解雇保護の適用を免除する企業の規模を従業員5名以下から10名以下に引き上げる。ただし、この改正規定は2004年1月以降新規に雇用される従業員に関してのみ適用される。
- ・雇用契約締結の際に、将来企業側の都合によって労働者を解雇することになった場合に、3週間の異議申立期間を前提として、勤続年数1年につき給与半月分として計算される退職一時金を支払うのと引き替えに、解雇保護の適用を放棄するという契約を結ぶことを可能にする。
- ・解雇の際の社会的選抜の基準を、勤続年数、年齢、扶養義務、重度障害の4基準に限定する。経営者側と事業所評議会は解雇の際の社会的選抜の名簿について合意することができる。
- ・企業を創業する場合、経営者に対して創業後4年間正当な理由なしに最長4年の有期雇用契約を締結することを認める。また、年間収益が25,000ユーロ以下である場合には、創業後4年間商工会議所の会費を免除する。
- ・今後、失業者にとってはすべての合法的職業が妥当な再就職先と見なされる。妥当な再就職先を拒否する者、十分な再就職努力をしない者、失業報告期間を守らなかった者に対しては、段階的に失業給付の支給停止を行う。支給停止期間が合計21週間となった場合には、給付請求権は消滅する。

Deutscher Bundestag, Drucksache 15/1206, Entwurf eines Dritten Gesetzes zur Änderung der Handwerksordnung und anderer handwerkrechtlicher Vorschriften ; Deutscher Bundestag, Drucksache 15/2246, Beschlussempfehlung des Vermittlungsausschusses zu dem Dritten Gesetz zur Änderung der Handwerksordnung und anderer handwerkrechtlicher Vorschriften ; Deutscher Bundestag, Drucksache 15/1204, Entwurf eines Gesetzes zu Reformen am Arbeitsmarkt ; Deutscher Bundestag, Drucksache 15/2245, Beschlussempfehlung des Vermittlungsausschusses zu dem Gesetz zur Refomen am Arbeitsmarkt.

- (2) Deutscher Bundestag, Drucksache 15/1182, Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung des Arbeitsrechts (ArbRModG).
- (3) FAZ vom 8. und 9. März 2004.
- (4) Ebd.
- (5) Weichen Stellen für Deutschland - Wachstumsprogramm von CDU und CSU -, Beschluss der Präsidien der Christlich Demokratischen Union und der Christlich-Sozialen Union am 7. März 2004, S. 2f.
- (6) op.cit., S. 4ff.

- (7) FAZ vom 20. Juli 2004.
- (8) FAZ vom 27. und 28. Juli 2004.
- (9) FAZ vom 21. Juli 2004.
- (10) FAZ vom 27. und 29. Juli 2004.
- (11) FAZ vom 1. und 4. Oktober 2004.
- (12) FAZ vom 9. Oktober 2004.
- (13) FAZ vom 11. Oktober 2004.
- (14) Wachstum Arbeit Wohlstand. Wachstumsstrategien für die Wissensgesellschaft. Beschluss des 18. Parteitag der CDU Deutschlands 2004, S. 24ff.
- (15) この点については、横井前掲論文、2004年、23頁以下参照。
- (16) FAZ vom 11. November 2003 ; Parteitag der SPD in Bochum 17. bis 19. November 2003, Beschlüsse, Das Wichtige tun, S. 48.
- (17) FAZ vom 17. und 23. Februar 2004.
- (18) FAZ vom 20. und 26. Februar 2004 ; FAZ vom 29. März 2004.
- (19) この法案の骨子は以下のようなものであった。
- ・ 2005年以降、毎年9月30日時点で利用可能な職業教育ポストの数が職業教育を受けられない応募者の数を15%以上上回っていない場合には課徴金を課す。
  - ・ この課徴金は、短期的に職業教育市場における本質的改善が期待できず、費用と効果が適切な関係にある場合のみ徴収する。政府はこの点についての決定を毎年11月に下す。
  - ・ 課徴金支払義務を課せられるのは、社会保険加入義務のある従業員を10名以上雇用し、従業員数に対する職業訓練生の比率が7%以下となっている企業とする。従業員10名未満の企業や、この制度と同等の労働協約を締結している企業に対しては、課徴金を免除する。課徴金の支払いが当該企業にとって妥当性を越えた過酷さとなる場合にも支払いを免除する。
  - ・ 他方、職業教育比率が7%を上回っている企業には、さらに職業教育ポストを増加させるために年間最高7,500ユーロの補助を受ける権利を付与する。
  - ・ この法律は2013年までの時限立法とし、課徴金の徴収期間は2009年までとする。
- Deutscher Bundestag, Drucksache, 15/2820, Entwurf eines Gesetzes zur Sicherung und Förderung des Fachkräftenachwuchses und der Berufsausbildungschancen der jungen Generation (Berufsausbildungssicherungsgesetz - BerASichG).
- (20) FAZ vom 10. April 2004.
- (21) Deutscher Bundestag, Drucksache 15/2821, Entwurf eines Gesetzes zur Modernisierung der dualen Berufsausbildung in Deutschland durch Novellierung des Berufsbildungsrechts.
- (22) FAZ vom 19., 20. und 24. April 2004.
- (23) FAZ vom 5. Mai 2004.
- (24) FAZ vom 8. Mai 2004.
- (25) FAZ vom 12. Juni 2004.
- (26) FAZ vom 17. Juni 2004.
- (27) FAZ vom 28. Juni 2004.
- (28) Ebd. ; FAZ vom 6. August 2004. 2004年6月に行われた欧州議会選挙では、SPDは1999年に行われた前回選挙と比較して労働者層における得票率を13ポイント減少させ、特にその中核である労組に組織された労働者の間では3分の1の支持者を失って、労働者層の間でのCDU/CSUの得票率に及ばないという結果に終わった。
- Oskar Niedermayer, Die Wahl zum Europäischen Parlament vom 13. Juni 2004 in Deutschland : Ein schwarzer Tag für

die SPD, in: Zeitschrift für Parlamentsfragen, 1/2005, S. 3ff.

- (29) 例えば、鉱山・化学・エネルギー労組（IG BCE）委員長シュモルトはブジルスケやDGB委員長ゾンマーの発言を「政治家と労組の任務に対する短絡的な理解を示している」と指摘し、労組は対決路線の代わりに政府と未来の構築に取り組みねばならないにも拘わらず、この職業教育課徴金導入問題でのDGB幹部の行動は「普通の考え方をする人であれば、誰でも首をかしげるようなもの」であり、労組は自らの政策形成能力と信頼性をいっそう失うような危険をおかしていると批判した。シュモルトはシュレーダー首相に近く、彼がこのような発言をするのは当然のことであったが、その背景には組合員数の減少に対する危機感も強く作用していた。DGB加盟労組の組合員は1998年当時は約880万人であったが、2003年末時点では700万人あまりに減少していると推計されていた。FAZ vom 29. Juni 2004；FAZ vom 24. Januar 2005.
- (30) 職業教育安定化法案自体については、連邦議会側が2004年7月上旬に両院協議会において連邦参議院側の異議申し立てを覆すことを放棄したため事実上廃案となり、さしあたって政府と経済界の間で合意された職業教育協定の実効性が見守られることとなった。しかし、その出発時点での状況は明るいものとは言えなかった。連邦雇用エージェンシーの統計によれば、職業年度の年度末にあたる2004年9月末時点で職業教育ポスト応募者のうちポストを得られていない者は44,600人、それに対して空ポスト数は13,400となっており、差し引き31,200のポスト数不足となって、2003年9月末時点での20,200を大幅に上回る結果となった。企業による職業教育ポストの提供数自体は前年度より3.1%増加していたが、応募者の増加に追いつかなかったため、このような結果となった。これに対して、クレメント経済相も職業教育ポスト不足数が予測値の上限となったことを認め、「職業教育協定は試練に立たされている」と述べて、協定関係者を招集して事後の検証と追加的措置について協議すると表明した。これに対して、金属労組は、この結果が過去7年間で最悪であることを指摘し、連立与党に対して職業教育課徴金の導入を再度要求した。FAZ vom 10. Juli 2004；FAZ vom 6. Oktober 2004；Bundesagentur für Arbeit, Der Arbeitsmarkt in Deutschland, Monatsbericht September 2004, S. 7ff.
- (31) FAZ vom 26. Juni 2004.
- (32) Ebd.；FAZ vom 23. August 2004.
- (33) FAZ vom 23. und 24. August 2004.
- (34) Ebd.；FAZ vom 26. August 2004.
- (35) FAZ vom 25. und 26. August 2004.
- (36) Ebd.
- (37) FAZ vom 27. August 2004.
- (38) FAZ vom 23. September 2004；FAZ vom 7. Oktober 2004.
- (39) FAZ vom 6. Oktober 2004.
- (40) FAZ vom 1. Dezember 2004.

### 第3章 「景気・雇用対策サミット」から選挙議会選挙戦へ

#### （1）「景気・雇用対策サミット」の開催

以上のように、シュレーダー政権下で行われた企業活動の活性化と産業立地条件改善を主目的とする税制改革や、ハルツ関連法及び「アジェンダ2010」関連法による社会保険負担の緩和と労働市場の柔軟化のための諸措置にも拘わらず、野党や経済界はこれらの措置をなお不十分あるいは欠陥を有するものと批判し、第二次シュレーダー政権後半期にかけて、いっそうの企業税制改

革と労働市場の柔軟化を要求した。しかし、これらの問題に関しては、実際には CDU/CSU 内部でも必ずしも細部まで意見統一が行われているわけではなかった。これに対して、政府・連立与党側は、さしあたって必要な諸改革を行ったとし、まずその成果を見守るべきであると主張する一方、「アジェンダ2010」路線に対する SPD 左派や労組内強硬派からの反発の高まりや一連の選挙における低迷を受けて、財政緊縮路線の緩和や労働・雇用政策面における労組寄りの方向への一定の転換の姿勢を見せたが、職業教育課徴金や法定最低賃金制をめぐる議論に見られるように、それは実際には重要な中心的問題における方針転換ではなかった。

そのような中で、ハルツ第4法に基づく失業扶助と社会扶助の統合が実施された直後の2005年1月の失業者数が500万人台となり、2月の失業者数もそれを上回ることが予想されるという状況が発生すると、CDU/CSU は統計には含まれない隠れ失業者を含む実際の失業者数は600万人以上になっていると指摘し、「政府はまさに無責任な行動不能に陥っている」との非難をいっそう強めた。その一方で、CDU/CSU はこのような現状を打開するための提案をまとめた「ドイツのための協定」をまずボフアラ院内副総務名で、続いて CDU/CSU 連邦議会議員団名で公表したが、そこに掲げられた項目は、主として前述した労働・雇用政策面での同党の要求をほぼ繰り返したものであった。これら労働・雇用政策面での対処と同時に、CDU/CSU は政府に対して、2005年中にも企業税制改革、社会保険改革、教育制度改革、安価で持続的なエネルギー供給に関する構想を法案という形で提案するよう要求した。<sup>(1)</sup>

さらに、2005年2月20日に行われたシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会選挙で CDU が1983年以来初めて SPD を上回る得票率を獲得して同州の赤緑政権を崩壊させたのに続いて、2月の失業者数が521万人と1月に続いて戦後最高記録を更新すると、CDU/CSU は「政府の無策」に対する非難をますます先鋭化させ、「シュレーダー首相が表明通りに今年末の5賢人会報告まで待つつもりであるならば、それは単なる活動拒否である」と批判した。他方で、メルケルとシュトイバーは政府に対して、企業に対する税負担緩和と労働市場改善のための対策を与野党共同でとりよう呼びかける書簡をシュレーダー首相に送付した。この書簡の中で、メルケルとシュトイバーは2月の失業者数が520万人を越えたことから「今後もこのままやっていくという態度は許されない」とし、連立与党内からも新たな雇用創出の可能性が実際に尽くされているかどうか疑問の声があがっていると指摘して、CDU/CSU が示した「ドイツのための協定」を基礎として与野党協議を行うようシュレーダーに対して要求した。<sup>(2)</sup>

これに対して、SPD と緑の党は、CDU/CSU が連邦参議院において税制や教育政策に関する政府の改革法案をたびたび阻止し、しかもハルツ関連法等の労働市場政策に関しては連立与党と妥協して改革法案に事実上賛成しておきながら今になって政府を批判していると指摘して、メルケルとシュトイバーの申し入れを「欺瞞的なもの」と厳しく批判した。しかし、その一方で、シュレーダー首相はメルケル等の書簡にただちに回答し、「議論すべきテーマについて命令を受けるつもりはない」としながらも、労働市場政策についての共同の努力に関して基本的に CDU/CSU

と協議する用意があるとする態度を見せた。また、シュレーダーは CDU/CSU が企業税制改革の財源調達についての「負担可能な提案」を行うことを期待し、それについてもいつでも協議する用意があると表明した。これに続いて、シュレーダー首相はメルケルとシュトイバーを招き、緑の党の指導者であるフィッシャー外相を副首相としての資格で加えた4党首による「景気・雇用対策サミット」を3月17日に開催する意思を正式に表明した。<sup>(3)</sup>

しかし、シュレーダーが野党との協議に前向きな姿勢を見せる一方で、SPDは「ドイツのための協定」で CDU/CSU が示した構想を厳しく批判した。ミュンテフェーリングは「ドイツのための協定」を「戦術の一部であり、そこには何らの構想も見られない」と批判し、CDU/CSU が主張しているように失業保険料率を引き下げれば、連邦雇用エージェンシーの予算が110億ユーロ減少し、失業手当や失業対策措置に影響が及ぶと指摘した。また、ミュンテフェーリングは、労働協約自治が制限されることになるという理由から、解雇保護や事業所評議会に関する CDU/CSU の提案にも反対した。失業保険料率引き下げに対しては、シュレーダー首相も「保険料引き下げによって生じる給付削減の危険は失業者にとって簡単なものでも受け入れ可能なものでもない」として反対を表明した。<sup>(4)</sup> サービス産業労組と金属労組の二大労組も、「2000年税制改革は企業に対する減税を行っても雇用創出にはつながらないことを示した」とし、「国家予算の逼迫状況からしても、そもそも企業に対するいっそうの減税という贈り物をする余地はない」と主張して企業に対するこれ以上の税負担緩和に反対した。労組側は、むしろ必要なのは内需の拡大と公共投資であるとし、「抜け穴のない公正な税制」による財源確保を行って、教育研究、交通、エネルギー供給、環境保護等の分野で約200億ユーロの公共投資を行うという積極財政政策を要求した。<sup>(5)</sup>

これに対して、ドイツ経済調査研究所（DIW）、ハンブルク世界経済アルヒーフ（HWWA）、ドイツ経済研究所（IWF）の3大経済調査機関は「ドイツのための3点改革計画」を発表し、その中で CDU/CSU に近い主張を展開した上で、失業保険料率引き下げのための財源として売上税税率を2ポイント引き上げることを提案した。しかし、シュレーダー首相は「現在の景気の状態からしてそもそも意味がない」として、売上税税率引き上げに反対することを明言した。他方、経営者団体連盟会長フントも売上税税率引き上げを議論することを「無責任」として批判したが、失業保険料率の引き下げ自体は経済界の要求でもあるとして支持し、連邦雇用エージェンシーが失業者を1年以内に再就職させられなかった場合に連邦に対して納付することになっている第1失業手当給付期間終了納付金と保険外給付の削減によって、そのための財源を調達することを提案した。<sup>(6)</sup>

企業に対する税負担の引き下げに関しては、アイヒェル財務相や SPD は、法人税、営業税、連帯付加税の合計課税率が40%近くとなっている現状を EU 域内の比較で最高レベルであることを認め、法人税については20%程度への引き下げを検討する可能性を示唆し始めたが、そのための財源については企業に対する税制上の優遇措置廃止等による課税ベース拡大によって調達する

とし、実質減税の余地はないとの立場をとった。また、政府・連立与党側は、人的会社や個人会社が課税対象となっている所得税の最高課税率が42%、連帯付加税を含めれば45.7%となっている点についても、これらの企業と資本会社を統一的に扱う税制改正が必要であることは認めつつも、2007年以前にそのような抜本的改革を行うことは不可能であるとの主張を繰り返した。これに対して、CDU/CSU側は投資を増加させるためのシグナルとして企業に対する合計課税率の引き下げ目標に関して30%という明確な方向づけを行うべきであると主張して、より包括的かつ迅速な企業税改革に踏み込むよう要求した。さらに、経済界は「2007年以降には企業に対する実質負担緩和を行うという政府と野党の約束が必要である」として、連立与党側が主張しているような歳出入に中立的な形ではなく、企業に対する実質減税を行うよう要求した。<sup>(7)</sup>

他方、政府・連立与党側は、CDU/CSUが企業税改革問題と並んで「ドイツのための協定」において要求していた事業所レベルでの「労働のための同盟」、解雇保護の緩和、事業所組織法の再改正等の労働市場の「開放」と「柔軟化」に関する提案については、「労働者の権利に対する不当な攻撃」であり「考慮の対象外である」との反対姿勢を崩さなかった。<sup>(8)</sup>

このような経過を経て2005年3月17日に開催された政府とCDU/CSU首脳による「景気・雇用対策サミット」では、以下の点が議論された。<sup>(9)</sup>

まず、税制政策に関しては、政府と野党の双方ともに資本会社に対する合計課税率を35%程度に引き下げるという目標に関しては協議開始前から概ね一致した見方をしており、そのためさしあたって実施可能な措置として法人税税率を25%から19%に引き下げることが比較的スムーズに合意された。それによって生じる約30億ユーロの税収減少については、実質減税の余地はなく、代替財源を確保して歳出入に中立的な形での改正を行うという点でも双方の意見は一致した。政府側はこの代替財源確保の方法として、現行の半額収入手続において50%となっている配当金の所得税課税対象比率を60%に引き上げること、企業収益に対する損益相殺制度において過去の損失と相殺可能な現在の収益の比率の上限を現行の60%から「緩やかに」引き下げる（＝最小限課税の拡大）こと、さらに企業による基金設立のような節税手段に関する税制上の優遇を制限すること等、他の面での企業に対する課税強化を提案した。その背景には、これまでも企業に対する税制上の負担緩和を行ってきたにも拘わらず、それが雇用増加につながっておらず、これ以上の実質減税を行うべきではないという連立与党内に見られる不信感があった。

これに対して、CDU/CSUは法人税率の引き下げを「基本的に」肯定的に評価したが、代替財源に関する政府側の提案は数億ユーロ規模にしか過ぎないと指摘する一方で、不足する財源を調達するために連邦予算の債務額を引き上げることに反対すると主張した。CDU/CSUは法人税率引き下げのための財源を他の面での企業に対する負担増によって調達することは企業の国際的競争力を強化することにならないと考えており、むしろ予算支出面での緊縮等によって財源を確保することを要求した。この意見の食い違いを解消するため、法人税の引き下げとそのための代替財源の確保については、アイヒェル財務相、(CDU/CSU系の州の代表として)バイエルン州財

務相ファルトハウザー、（SPD系の州の代表として）ノルトライン・ヴェストファーレン州財務相ディークマンによって提案が立案されることになった。

また、政府側は、中小企業対策として、法人税ではなく所得税の課税対象となる人的会社に対しても負担緩和を行う方針を示したが、所得税引き下げのための財源がないことから、所得税と営業税の相殺比率を引き上げるという形で5億ユーロ程度の負担緩和を行うことを提案した。さらに、中小企業の継承の際の相続税に関しても、企業がそのまま維持される場合には毎年相続税の10%を控除し、企業継承後10年間で事実上相続税を免税にするという、かねてからCDU/CSU側が主張していた提案を取り入れることを表明した。CDU/CSU側もこれらの負担緩和に基本的に肯定的な態度をとったが、法的形態に関係なくすべての企業に同等の負担緩和を行うため、より抜本的な改革を行うべきであると主張した。

第二に、労働市場政策に関しては、与野党の間で最もスムーズに合意が形成されたのは、失業者の就労への刺激を高めるために第2失業手当受給者が付加的所得を得る可能性を拡大するという点であった。社会扶助と失業扶助の統合に伴って、かつての社会扶助受給者の多くが失業者と見なされるようになったため、統計上の失業者数が増加し、しかも第2失業手当受給者が労働市場に復帰することは実際には容易ではなかったことから、政府は「私会社」制度によって失業者による自営業創業を支援したり、「ミニ・ジョブ」や「1ユーロ・ジョブ」を導入して第2失業手当受給者に付加的所得を得る機会を提供し、同時に再就職への足がかりにさせるという対策をとった。<sup>(40)</sup>しかし、野党側は、「1ユーロ・ジョブ」に関しては、かつての雇用創出措置よりも実施期間が短く、終了後に第1失業手当請求権を得ることができないという点では改善されているものの、依然としてコストがかかるだけで成果をあげることができないという点では従来の公費を投入した雇用創出措置と変わりがないと批判した。野党側は「私会社」に対しても、これが実際には第2失業手当受給者によって手当に加えて補助金を得る手段として利用されているに過ぎないと批判した上で、むしろさしあたって「1ユーロ・ジョブ」や「私会社」よりも有意義な「ミニ・ジョブ」への第2失業手当受給者の就労意欲を高めるべきであると主張した。しかし、現状では、「1ユーロ・ジョブ」に従事した場合には付加的所得と第2失業手当との相殺が行われないにも拘わらず、「ミニ・ジョブ」に従事した場合には大部分が相殺対象となり、結果的には「1ユーロ・ジョブ」に従事した場合よりも得られる付加的所得が少なくなってしまうため、手当受給者の「ミニ・ジョブ」への就労意欲が失われていると考えられた。そのため、野党側は、手当受給者が「ミニ・ジョブ」等に就労した場合に、相殺を免除される所得の比率を引き上げるよう要求した。連立与党側もこの点の認識については野党側とほとんど一致しており、「景気・雇用対策サミット」後、クレメント経済相とCDUの労働政策担当議員であるカール・ヨーゼフ・ラウマンが具体的提案を立案することになった。

しかし、野党と経済界が要求していた事業所組織法の改正に関しては、政府側はそのような改正を拒否し、共同決定制度は労働者に権利と発言権の可能性を確保するものであり、雇用安定的



賃金政策の前提条件であると主張した。同様に、政府側は、解雇保護に関してもすでに必要なことを行ったとして現状以上の緩和を行うことに反対し、「労働のための同盟」にも否定的な態度をとった。このため、これらの点に関する政府と CDU/CSU の主張は最後まで食い違ったままであった。

他方、政府側は、高齢の長期失業者のための最大50の地域的雇用協定に対して2億5,000万ユーロの予算を追加的に支出すること、有期雇用契約の場合に解雇保護を永続的に回避することを目的とした「連鎖的有期雇用契約」が結ばれるのを阻止するために設けられた同一経営者の下での再雇用の禁止期間を2年間に短縮すること、EU 域内での見なし被用者（外見的には自営業者であるが、実際には特定の雇用主のためにのみ労働を行う実質的な被用者）とサービス業の自由の濫用を各州との「タスク・フォース」による協力によって阻止すること等を提案した。

第三に、政府は今後4年間に、道路、都市近郊公共交通網、水路建設計画のために毎年5億ユーロを支出するという形で、総額20億ユーロ規模の社会資本整備事業（具体的にはノルトライン・ヴェストファーレン州のアウトバーン A2 の拡張、ハンブルク-リュエック間の鉄道の電化、ベルリン＝ブランデンブルク空港への鉄道アクセス等）を行うことによって、事実上建設業界に対する支援を行うことを提案した。また、政府は、道路、都市近郊鉄道網、電力供給網の新設に関する認可手続を迅速化するための法案を夏までに議会に提出することも表明した。さらに、政府は、2005年末に終了予定であった国有の復興金融公庫（KfW）銀行グループの優遇融資による二酸化炭素排出抑制のための住宅改修計画を従来の水準で2007年末まで延長することを提案した。政府によれば、最大50億ユーロとなるこの投資によって6万人以上の雇用が生み出されるはずであった。

第四に、シュレーダー首相は2010年までに教育研究開発のための予算支出の対 GDP 比を2.5%から3%に引き上げるというすでに表明していた方針を確認し、そのような投資を拡大するための財源確保の一環として、持家補助を廃止するという提案を繰り返した。これに対して、メルケルは、持家補助を廃止するという点に関しては、それによって「大規模な税制改革」のための財源確保手段の一つが失われることを理由に反対した。

第五に、政府は現状の形の介護保険を「未来に対して確固たるもの」ではないとし、2005年中に包括的改革を開始する方針を表明した。その際、政府側は、介護給付、特に認知症に対するその拡充及び在宅介護と入所介護に対する給付の同一化という方向性を示した。この改革の目的は、賃金付随コストの抑制と長期的な保険料収入の安定化であるとされた。これに対して、メルケルは、政府が介護保険の財源改革のための具体的な提案を行っていないことを批判し、賃金付随コストの引き下げを図るためにも、現行の賦課方式の介護保険に資本積立という要素を導入することを要求した。

第六に、連立与党側は2004年12月に失敗に終わった連邦制度改革のための連邦と州の協議を新たに始めるよう呼びかけた。シュレーダーは、前年に審議を行った連邦制度改革委員会がすでに

広範な活動を行っており、連邦参議院の賛成が必要な法律の削減、権限の配分、（連邦と州の）税源の交換、税務行政、国内治安、EUにおける国の諸利益の代表等に関して広範な合意が達成されていると指摘した。その上で、彼は、連邦制度改革委員会の参加者たちは今やこれらを決議し、さらに、大学運営や環境権についても合意できるか否かを検討すべきであると主張した。この呼びかけを受けて、シュトイバーとミュンテフェーリングが2005年春以降、連邦制度改革についての協議を再開することで与野党は合意した。<sup>(11)</sup>

このように、政府とCDU/CSUによる「景気・雇用対策サミット」は、問題提起の段階では様々な提案や要求が双方から出されたものの、結果としては、さしあたって法人税率を19%に引き下げること、営業税と所得税の相殺比率を引き上げることによって人的会社の税負担を緩和すること、企業継承の場合の相続税の負担緩和を行うことといった企業税制に関する改革と、第2失業手当受給者が付加的所得を得る可能性を拡大することを合意しただけに終わった。

## （2）「景気・雇用対策サミット」後の与野党交渉

しかし、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙を目前に控えていたこともあり、この会談後、合意したはずの法人税引き下げのための財源をめぐっても与野党間にはすぐに対立が起こった。シュレーダー首相が政府側の示した代替財源案で十分であるとし、CDU/CSU側が反対であるならば自ら提案を行うべきであると発言したのに対して、CDU/CSU側は、代替財源確保の提案を行うのは野党ではなく与党の任務であると反論し、特に政府側が法人税率引き下げの財源の一部として予定している企業収益に対する最小限課税の拡大に反対し、同時に公的債務の拡大による財源確保も拒否した。バーデン・ヴュルテンベルク州財務相シュトラトハウスは、「企業税制改革は国際競争にさらされている企業の実質負担緩和をもたらす場合のみ効果的なものになるのであり、一方で経済界に対して何かを与え、他方で再びそれを取り上げるようなやり方では、景気対策面での効果が得られないのは確かである」と主張して、企業税制改革の財源を企業に対する別の面での負担増によって調達すべきではないというCDU/CSU側の主張を繰り返した。<sup>(12)</sup>

4月上旬には、アイヒェル、ファルトハウザー、ディークマンによる協議が開始されたが、その際、アイヒェルは、法人税税率引き下げによる税収減少が2006年に53億ユーロ、2007年に56億ユーロとなった後、最終的には年間62億ユーロになるとの試算を示した上で、その半額に相当する33億ユーロは改革による自己財源調達効果（税負担緩和によって企業が収益を国外に移転させる誘因を低下させる）によって回収できると想定し、実質的な税収減少を29億ユーロとした。その代替財源については、アイヒェルは基本的に従来の連立与党案を繰り返し、企業収益に対する最小限課税の強化、企業が節税のために設立する基金に関する損益相殺の制限、企業による遊休不動産売却の際の課税の軽減（不動産売却が促進されることによって結果的に税増収がもたらされる）といった措置を提案したが、半額収入手続に関する従来の改正提案は撤回した。<sup>(13)</sup>

これに対して、CDU/CSU 側はアイヒェルの提案では実際には法人税税率を3ポイントしか引き下げられないとして、このような財源調達構想に対する懐疑的な見方を捨てなかったため、政府は再度譲歩する姿勢を見せた。しかし、CDU/CSU 側は、法人税や不動産売却益に対する減税等によって企業活動が活発化することから得られる税の自然増収に関する政府の予測が依然として楽観的すぎることを、代替財源確保の一環として企業の損益相殺をさらに制限するという政府案も受け入れられないこと等の理由をあげて、反対の姿勢を崩さなかった。<sup>(14)</sup>

こうして、結局最終的な調整が見つからないまま、政府は5月はじめに法人税税率の引き下げ及び所得税と営業税の相殺比率引き上げに関する「産業立地条件改善のための法律案」と、企業継承の際の相続税減免に関する「企業継承安定化のための法律案」の二法案を閣議決定した。<sup>(15)</sup>しかし、後者の法案に関しても、前者の法案と同様に、代替財源確保をめぐる政府とCDU/CSUの間には対立が起こった。この法案は、資産価値1億ユーロ以下の企業が相続人によって継承された場合に相続税の徴収を猶予し、5年経過すれば相続税額を半減させ、その後は毎年10%ずつ減額して、相続人が継承後10年間企業を維持した場合には相続税を全額免除することを規定しており、実施すれば4億～4億5,000万ユーロの税収減少が発生すると予想されていた。その代替財源をどのようにして確保するかに関して、バイエルン州政府は、企業の配当金のうち課税対象となる比率を(半額収入方式による)現行の50%から57%に引き上げることを提案した。しかし、この財源確保の方法は法人税引き下げのために政府側がいったん提案していながらCDU/CSUからの反対で撤回されたものであり、さらに、相続税が州税であるのに対して配当金から得られる税収は連邦のものであったため、政府側はこの方法に反対した。<sup>(16)</sup>

その後も企業税改正二法案のための財源調達に関する疑問は野党からだけでなく連立与党内からも出されたため、実際の法案審議は6月以降にずれ込んだ。特に、SPD内では、5月下旬に予定されていたノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙を間近に控えて支持率の低迷が続いていたことから、党内左派を中心に、企業に対するこれ以上の負担緩和を行うことに否定的な意見が強まった。<sup>(17)</sup>

こうした状況の中で、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙においてSPDと緑の党が敗北を喫し、その直後にシュレーダー首相とミュンテフェーリング党首が突然連邦議会を解散し連邦議会選挙を前倒し実施するという方針を表明したことによって、事態は大きく変化した。<sup>(18)</sup>連邦議会における法案審議が完全に連邦議会選挙戦の様相を呈する中、6月はじめには上記二法案の議会での審議が開始されたが、法人税税率引き下げのための財源に関しては依然として決着が着かなかった。連立与党内では、野党から批判されている財源確保のために、いったん放棄された企業収益からの配当金への課税強化案を復活させることや、相続税改正と関連して巨額の財産相続に対する課税を強化すること等が再検討された。<sup>(19)</sup>

こうして、代替財源に関する確固たる合意が形成されないまま、これらの法案に関する審議はシュレーダー首相が提起した自らに対する信任投票の後に延期された。シュレーダーはこの信任

投票を意図的に否決させることによって連邦議会を解散し、9月に連邦議会選挙を行うことを計画していたため、これによって実質的には二法案は廃案となった。連立与党側は、CDU/CSUが代替財源に関する政府側の提案を受け入れず、十分な代替財源が確保されていないという非難を繰り返したことが失敗の原因であると主張した。これに対して、CDU/CSU側は、代替財源についての政府側の提案は合意への真剣な意思をまったく欠くものであったとし、「500万人の失業者の存在にも拘わらず、SPDと緑の党は雇用サミットの税制政策面での結果を実現する政治的な力をもはや持っていない」と非難した。<sup>(20)</sup>

これに対して、「景気・雇用対策サミット」でのもう一つの合意点である第2失業手当受給者の付加的所得の可能性を改善するという問題に関しては、第2失業手当受給者が低賃金労働等に就労して付加的所得を得た場合の労働必要経費一括控除額を現行の45ユーロから100ユーロに引き上げる点では、政府とCDU/CSUの考え方は共通していた。しかし、CDU/CSU側が資質の低い労働者のために低賃金雇用部門を拡大するという方向をより強くとり、この100ユーロの一括控除を付加的所得400ユーロ以下の「ミニ・ジョブ」の場合にのみ認め、それを越える所得に対しては従来の規定を適用することを提案したのに対して、SPD側は、そのようなことをすれば、付加的所得が401ユーロ以上になったとたん控除額と低下と社会保険料の納付義務によって実質所得が低下してしまうため、そのような職への第2失業手当受給者の就労意欲が失われてしまうとして、一括控除を1,500ユーロ以下の付加的所得に対して同等に認めるべきであると主張した。また、CDU/CSU側は、この一括控除とは別に、第2失業手当との相殺から免除されて手元に残せる付加的所得の比率を現行の15%から30%に引き上げることを提案していたが、この点に関しても、SPD側は、この比率を過度に引き上げれば、第2失業手当受給者にとっては、所得税や社会保険料を課されるがそれほど賃金の高くない正規雇用に就くよりも、第2失業手当を受給しながら「ミニ・ジョブ」等に従事した方がより多くの実質所得を得られるという状況が発生し、結局正規雇用に就く誘因が失われてしまうというねじれ現象が起こるとして、懐疑的な態度を示した。<sup>(21)</sup>

しかし、この問題では本質的な点についての対立はなかったため、その後クレメントとラウマンの間で第2失業手当との相殺を免除する付加的所得の比率を中心に交渉が行われ、4月半ばには以下のような合意が達成された。<sup>(22)</sup>

- ・第2失業手当受給者の付加的所得に対して従来認めていた労働必要経費一括控除に代わって、月額100ユーロの基礎控除額を新たに設ける。
- ・この基礎控除以外に、付加的所得が名目月額100ユーロを越え800ユーロ以下の場合にはその20%を、800ユーロを越える場合にはその10%を、第2失業手当との相殺から免除する。
- ・上記の控除を受けられる付加的所得の上限は、子供のない第2失業手当受給者の場合には1,200ユーロ、子供のある第2失業手当受給者の場合には1,500ユーロとする。
- ・この改正を実施するために必要な財源は4億8,000万ユーロであるが、改正によって雇用が

増加すると予想されることから、3億2,000万ユーロは第2失業手当支出の削減という形で自己調達できる。従って、政府にとっての実質的な負担増は1億6,000万ユーロと予想される。

・この改正は2005年10月から実施する。

この合意は5月上旬には法案化されて議会に提出され、6月初めには連邦議会において連立与党とCDU/CSUの賛成を得て可決された。<sup>(23)</sup>しかし、世界経済研究所(IfW)の経済学者アルフレート・ボスの試算によれば、第2失業手当受給者が得る付加的所得が基礎控除額である100ユーロを上回った場合、所得が1ユーロ増加しても受給者の手元には20セント以下しか残らず、状況は現行規定と比べてほとんど変化しないか、場合によっては悪化するため、受給者の就労意欲に及ぼす刺激は限定的なものに過ぎないと考えられた。また、FDPは、このような改正を行っても、第2失業手当受給者が「1ユーロ・ジョブ」に就いた場合と同じ実質所得を得ようとすれば、労働市場において少なくとも名目850ユーロの付加的所得を得なければならず、結局「1ユーロ・ジョブ」による歪みを除去するにはこの改正では不十分であると指摘し、600ユーロまでの付加的所得に対する控除率を40%に引き上げるよう要求した。<sup>(24)</sup>

### (3) 連邦議会選挙戦に向けての税制政策論争

以上のように、「景気・雇用対策サミット」後の実質的な成果は第2失業手当受給者の付加的所得に関する改善だけに終わる一方、連邦議会選挙が前倒しで行われることが事実上決定したことから、与野党はそれぞれ選挙綱領の立案に重点を移していった。その中で税制政策面に関してまず議論の中心になったのは、売上税引き上げ問題であった。前述したように、すでに2004年はじめには、税制改革や社会保険制度改革と関連して、中期的に財源を確保するために売上税引き上げを支持する声は与野党双方の州政治家や財政政策を担当する政治家からあがっていたが、シュレーダー首相はこれに否定的な態度をとっていた。また、CDU党首メルケルやCSU党首シュトイバーも、選挙を前にして増税議論を行うことに消極的な態度をとっていた。

しかし、2005年5月の税収見積改定において再び税収予測額が下方修正され、アイヒェル財務相自身、2005年度連邦予算に当初予想にはなかった100~120億ユーロの新たな赤字が発生する危険性があることを認めると、売上税引き上げをめぐる議論は再び活発化した。<sup>(25)</sup>CDU/CSU側では、ザクセン州首相ミルブラートが「全体的政策パッケージの中で、税率、課税ベース、社会保険制度改革について熟考しなければならない」と述べ、主として社会保険の構造改革のための追加的歳入源を確保するという理由から、売上税引き上げの必要性を示唆した。ザールラント州首相ミュラー、ザクセン・アンハルト州首相ベーマー、バーデン・ヴュルテンベルク州財務相シュトラトハウス等、各州のCDU幹部も、大規模な改革の一環として、租税負担率全体を引き上げることなく、(社会保険への税財源投入拡大によって)賃金付随コストを引き下げするために、直接税と間接税の関係を見直さねばならないと主張して、売上税の引き上げを支持した。連立与

党指導部は CDU/CSU の州政治家たちのこのような主張を批判したが、SPD 側でも、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州内相シュテグナーは、賃金付随コスト引き下げの財源調達のための売上税引き上げを SPD の選挙公約にすべきであると主張した。ベルリン市財政参事ザラーツィンも、売上税税率を現行の16%から20%に引き上げれば300億ユーロ以上の税収が得られると発言した。<sup>(26)</sup>さらに、6月下旬には、シュピーゲル誌は首相側近筋の情報として、政府が連邦議会選挙に勝利した場合には2006年はじめに売上税税率を20%に引き上げ、それによって同年の連邦予算の赤字を補填することを計画していると報道した。政府はただちにこの報道を強く否定し、さらに、SPD の選挙マニフェストでは売上税の引き上げに反対することが明記された。<sup>(27)</sup>

しかし、CDU/CSU 内では、売上税をめぐる議論は沈静化するどころかますます活発化していき、6月末には、多くの州政治家や財政政策担当政治家たちが税制の簡素化及び社会保険改革と連動した売上税引き上げを支持するに至った。しかし、州政治家たちが連邦議会選挙を控えたこの時期に敢えて売上税の引き上げを支持した背景には、選挙後に社会保険改革のための増税を行うことを有権者に対して誠実に伝えるという意図よりも、財政上の思惑があった。売上税の税収は連邦と州にほぼ均等に配分されているため、実際には税収増分の半額近くの利用法は州の権限に委ねられていた。しかし、多くの州の財政状況は連邦に劣らず危機的状況に陥っていたため、各州の政治家は表面上の主張とは裏腹に、売上税引き上げによる増収の一部を州予算の立て直しに利用しようとしていた。<sup>(28)</sup>

これに対して、メルケルをはじめとした CDU/CSU 首脳は最初は売上税引き上げに積極的ではなかったものの、財政状況が悪化傾向を示す中で法人税や所得税の引き下げを行うためには、税制上の優遇措置廃止に加えて売上税増税が不可避であるとの判断に次第に傾いていった。しかし、その場合でも、メルケル等はこの増税分をあくまでも社会保険制度改革、特に失業保険料率の引き下げや医療保険への一律保険料制度導入のために使用し、間接的にのみ予算負担の軽減を図るべきであると考えていた。このため、2005年7月に予定されていた CDU/CSU の選挙綱領立案に際しては、連邦政治を念頭に置くメルケル等党首脳と州政治家たちの間に、売上税を引き上げた場合の増収分の使用法をめぐる対立が発生した。CDU 内及び CDU と CSU の間に生じたこの対立は、7月上旬には表面上はメルケルの方針を受け入れる形で決着がつけられた。この合意では、2006年から売上税税率を2ポイント引き上げ、それによる増収分を失業保険料率を（従来の計画よりもさらに大幅な）6.5%から4.5%へと2ポイント引き下げるために使用することとされた。しかし、増収のうち州に配分される分の使用法についても選挙綱領において明確な形で義務づけるというメルケル等の当初の提案は受け入れられず、「売上税引き上げから得られる歳入を連邦と州の間で分配する際には、州は賃金付随コストの引き下げのための財源調達の必要性に考慮を払うであろう」とだけ記載されることになった。このため、かりに CDU/CSU が連邦議会選挙に勝利して売上税引き上げが行われた場合でも、その増収が全額社会保険改革の財源とされるかどうかは、不明確なままであった。<sup>(29)</sup>

CDU/CSU がこのように失業保険料率の引き下げを理由として連邦議会選挙後に売上税率引き上げを行うという方針を明確に打ち出したことに対して、経済界は強く反発した。ドイツ手工業中央連盟 (ZDH) は、「売上税の引き上げはわが国の諸問題に対する回答ではない。そのようなことをすれば需要は再び弱まり、闇労働が強化され、売上税引き上げ支持者が約束しているような増収はもたらされないであろう」と警告した。ZDH は、増税の代わりに効果のない労働市場政策措置の廃止、税制上の優遇措置廃止、売上税の脱税摘発強化、資本収益に対する源泉徴収税の導入、さらに大規模な税制改革による自己財源調達効果によって必要な代替財源を確保すべきであると主張した。ドイツ小売業中央連盟 (HDE) も同様に、売上税を引き上げれば消費と景気に大きな影響が出ると警告し、「われわれはそのようなことのために新しい政府を必要としているのではない」と批判した。<sup>(30)</sup>

選挙戦に向けて、売上税引き上げに反対するという方針を固めていた SPD も CDU/CSU が選挙綱領に売上税引き上げ方針を明記したことを厳しく批判した。ミュンテフェーリング SPD 党首は、「売上税を引き上げようとする者は雇用を破壊する。SPD はそのようなことには協力しない。」と述べて、CDU/CSU に真っ向から反対した。シュレーダー首相も「メルケルの下ではすべてはより高くつくようになるが、よりよくはならないであろう」として、CDU/CSU の選挙綱領全体を厳しく批判した上で、「CDU/CSU によって要求された売上税の引き上げは主として年金生活者や小さな子供を持つ人々に打撃を与えるであろう」と主張した。SPD 連邦議会議員団院内副総務シュティエグラーも、売上税引き上げを行えば、2006年には景気後退を招くと警告し、CDU/CSU の経済分析はあまりにも欺瞞的であると批判した。<sup>(31)</sup>

SPD 側はこのように売上税引き上げに対する反対を打ち出す一方で、すでにノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙前から、支持率の低迷を背景として、次第に党内左派の主張を受け入れる方向へと転換していった。ミュンテフェーリング党首は、すでに2005年4月上旬に新しい党綱領について議論するために開催されたフォーラムで「国際的に増大しつつある資本の権力」に対する批判を展開していた。彼はその後の新聞のインタビューでも、「自分たちにとって何の制限や規制もないかのように行動する経済界や国際金融市場の人々」を批判し、「多くの金融投資家は雇用を失う人々に対する配慮を欠いている。彼らは匿名であり、顔を持たず、イナゴの大群のように企業に舞い降り、それを根こそぎにし、そして去っていく。われわれはこうした形態の資本主義と戦う。」と主張して、折から批判の対象となっていたヘッジファンドや個々の企業経営者の「倫理感の欠如」を非難すると共に、SPD の「社会民主主義的路線」を強調した。それまで閣内におけるシュレーダーの改革路線の主要な担い手として振る舞ってきたクレメント経済相も、「グローバル化の過程において行き過ぎや誤った発展があり、われわれがそれに対処しなければならぬことは当然のことである」と述べて、ミュンテフェーリングの発言を擁護した。<sup>(32)</sup> ミュンテフェーリングのこの発言を受けて、シュレーダー首相もエーベルト財団の会合で企業経営者に対して社会的責任を自覚するよう呼びかけた。さらに、SPD 指導部は6月に「社

会的市場経済」をテーマとした SPD 連邦議会議員団の経済会議を開催し、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙をはさんでミュンテフェーリングの「資本主義批判」発言についての議論を続けていくという方針を打ち出した。これに対して、CDU 幹事長カウダーは、ミュンテフェーリングの行動は「選挙戦のための戯言」であり、不誠実であって、SPD の主張と政府の行動は一致していないと非難した。カウダーはシュレーダー首相の中国訪問を例に挙げて、「首相はボスたちの同志として中国に行き、ミュンテフェーリングによって非難されたいわゆる大資本を随行させ、そこに移転された事業所を訪問した」と指摘した。<sup>(33)</sup>

5月に入ると、政府が法人税の引き下げと企業継承の際の相続税負担緩和のための法案を閣議決定する一方で、選挙戦術的な側面も含む SPD 指導部のこのような姿勢を受けて、党内では、土地・不動産に対する課税を強化し、これによって企業継承の際の段階的な相続税減免の結果生じる税収減少を補填するという案が検討され始めた。SPD 院内副総務ポスは、すでに2003年秋の党大会において相続税課税の基礎となる評価法を連邦憲法裁判所の判決に従って改正することが決議されていることを指摘した上で、「巨額の財産は経済的給付力の源泉の根拠であるがゆえに、巨額の相続に対する課税は強化されるべきである」と主張した。ポスのこの発言は、これ以上の税収減少に強く反対する党内左派に配慮したものであった。<sup>(34)</sup>

5月下旬のノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙における大敗と連邦議会選挙の前倒し決定後、SPD 内では、上述したような傾向を受けて、「アジェンダ2010」の下での減税路線に対する反対が左派を中心にますます強まった。6月に入ると、党内左派は50万ユーロ以上の年間所得に対する所得税税率を5ポイント引き上げて47%にするという「高所得者に対する割増課税要求」を掲げて連邦議会選挙に臨む方針を打ち出した。SPD 労働者連盟会長シュライナーはこれを「公正さというテーマ」に基づく要求であるとし、「多くの経営者が恥知らずな稼ぎ方をし、最高課税率が繰り返し引き下げられることによって彼らにいつその贈り物がなされることに、常に悩まされることはできない」と主張した。シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州内相シュテグナーは、前回連邦議会選挙において SPD が労働者や失業者の間で二桁の得票率低下を記録したことを指摘し、「この要求を選挙綱領に取り入れることは、党にとってプラスになるであろう」と指摘した。さらに、SPD 連邦議会議員スカルペリスーシュペルクは、「大金持ちにももう少し多く払わせて何が悪いのか」という扇動的な発言を行った。<sup>(35)</sup>

党内左派からのこの「富裕税」要求に対して、連邦議会選挙に向けた選挙綱領の第一次案起草を一任されたミュンテフェーリング党首とシュレーダー首相は当初慎重な態度をとり、明言を避けていた。党の最有力幹部の一人であるラインラント・プファルツ州首相ベックも、「百万長者税」は単なるシンボルに過ぎないとして、これに明確に反対した。クレメント経済相やベルリン市長ヴォヴェライトも同様に反対を表明した。しかし、6月下旬に開催された SPD 幹部会では、党内左派からの強い要求を受け入れる形で、選挙マニフェストにこの高所得者に対する所得税割増案が取り入れられることになった。幹部会で了承された案では、独身者の場合年間所得25万ユ



一口以上、既婚者の場合年間所得50万ユーロ以上の場合に、個人所得の最高課税率を42%から45%へと3ポイント引き上げ、それによって得られる増収を教育・研究・テクノロジー開発のために使用することとされた。それによる税収増は約12億ユーロと見積もられていた。<sup>(36)</sup>しかし、すでに現状でも所得上位10%の納税者が所得税税収総額の50%以上を納税しており、たとえそのような税収が得られたとしても、所得税税収は連邦42.5%、州42.5%、市町村15%の比率で配分されるため、連邦が得られる税収は微々たるものにはしかなかった。このため、この提案に対しては、経済界だけではなく SPD 内でも、例えばクレメント経済相が「政治的衛生学のための措置」に過ぎないとして反発を示した。<sup>(37)</sup>

SPD 内でもこのように異論のある計画に対して、野党側はさらに厳しい批判を行った。シュトイバーは所得税の最高課税率のこの部分的引き上げ計画を、有権者に対する人気取りの上では効果があるが、税収を増加させるのには適しておらず、高所得者の納税回避行動を助長させるだけであると指摘した上で、「数年前には SPD の主張によって最高課税率が引き下げられたばかりであり、同党は矛盾した行動をとっている」と厳しく批判した。<sup>(38)</sup>

#### (4) 労働政策をめぐる論争

前述したように、労働・雇用政策については、雇用サミットにおいては第2失業手当受給者の付加的所得の可能性拡大については与野党間に一定の協調が見られた。しかし、解雇保護の緩和、事業所レベルでの「労働のための同盟」、共同決定制度等については与野党は互いに譲歩しようとせず、これらの問題は選挙での争点となっていく。

他方、政府・連立与党側は、前述した売上税引き上げ反対や「富裕税」導入提案に加えて、労働・雇用政策面でも連邦議会選挙戦に向けて党内左派や労組からの支持を得るための方策を強化する姿勢を見せた。その一つが高齢の労働者や失業者の年金生活への円滑な移行という問題であった。そのため、政府は雇用サミットにおいて高齢労働者のための助成措置を改めて表明するとともに、ミュンテフェーリング労相の提案に基づいて、2005年4月下旬に次のような閣議決定を行い、5月に改正法案を議会に提出した。<sup>(39)</sup>

- ①失業扶助と社会扶助の統合の際に決定され、2006年2月から実施予定であった第1失業手当の支給期間短縮（従来最長32か月であった支給期間を55歳未満の場合には12か月へ、55歳以上の場合には18か月に短縮する）の実施を2年間延期する。
- ②2005年末及び2006年末に終了予定であった高齢労働者の雇用と年金生活への円滑な移行を促進する措置を2007年末まで拡大・延長する。<sup>(40)</sup>
- ③正当な理由なしでの有期雇用が認められる場合において、企業が過去に雇用したことのある労働者と有期雇用契約を繰り返し締結することを認める。ただし、両雇用契約の間には2年以上の間隔を必要とする。
- ④58歳以上の失業者に対して、(労働市場への復帰ではなく年金生活への円滑な移行のために)

「1ユーロ・ジョブ」従事期間を最大3年に拡大する。この場合に支給される増加費用補償の月額を最高300ユーロとする。この補償の2年目以降の支給に関しては州も分担する。この措置によって「1ユーロ・ジョブ」を5万人分創出する。

⑤同じく年金生活への円滑な移行を目的とした高齢失業者のための50の地域的雇用プロジェクトを実施し、各プロジェクトに対して500万ユーロの補助を行う。

⑥この「1ユーロ・ジョブ」の嵩上げと地域プロジェクトのための連邦雇用エージェンシーの予算総額は2億5,000万ユーロとなる予定である。

連立与党は失業扶助と社会扶助の統合と関連して、それまでの失業手当にあたる第1失業手当の支給期間を短縮し、財政的緊縮を図るとともに、失業者に対する再就職圧力を強めようとした。社会保険の負担緩和という点からもこれらの政策は不可欠と考えられ、そのような観点から高齢の労働者に関しても生涯労働期間の延長を図るという方針がとられた。しかし、現実には高齢失業者の再就職が特に困難であるという現状に対して、他方で何らかの保護策を講じる必要に迫られた。そのため、すでに他方で②の時限的措置がとられていたが、連邦議会選挙を目前にしてそれでは不十分であると考えられるようになり、もともと2006年2月からという実施猶予期間を与えられていた第1失業手当の支給期間短縮自体がさらに2年間延期され、それに加えて③～⑥の補完的措置が実施されることになったのであった。

これに対して、CDU/CSUは、高齢労働者の年金生活への円滑な移行を主たる目的としたこれらの措置が、従来から批判されているように、失業手当と早期退職年金を利用して50歳台の従業員を早くから退職させようとする企業の圧力を再び高めさせることになると批判した。<sup>(41)</sup>しかし、そのような批判を行ったCDU/CSU自身も、前述したように、他方では第1失業手当受給期間を再び延長することを提案していた。ただし、同党は第1失業手当の支給期間を年齢によってではなく、保険料を支払った期間によって7段階に区分し、保険料払込期間が1年未満の場合には第1失業手当を3か月しか支給しない一方、保険料払込期間が10年以上の場合には12か月、15年以上の場合には15か月、25年以上の場合には18か月、40年以上の場合には24か月の支給期間とすることを提案していた。しかし、この提案に対して、連立与党側は、保険料払込期間の長さによって手当支給期間を段階づけ、払込期間が短い場合にはわずかの支給期間しか認めず、他方で最長支給期間を得るのに40年もの保険料払込期間を要求すれば、不安定な就業歴となることの多い女性や若者が不利になってしまうと反論した。<sup>(42)</sup>他方、経済界は短縮されることになった第1失業手当の支給期間を再び延長すること自体に反対した。BDA会長フントは、「両国民政党によって掲げられた要求は、新たな雇用ではなく早期退職年金をもたらすであろう」と警告し、「政治家はいわゆる新たな慈善を約束する代わりに、失業保険料率を引き下げねばならない」と主張した。<sup>(43)</sup>

連立与党側は上記のような一連の措置を規定した改正法案を2005年6月に連邦議会で可決したが、CDU/CSU側は7月上旬に開催された連邦参議院において異議を申し立てた。しかし、連邦

議会選挙が9月に実施されることとなっており、それまでに両院協議会での結論を得ることは困難であると考えられたため、改正法案は事実上廃案となり、この問題の決着は選挙後に先送りされた形となった。<sup>(44)</sup>

他方で、連邦議会選挙を前にして、最低賃金制の導入問題も再び取りざたされた。前述したように、この問題に関しては、与野党間だけではなく、連立与党や労組内でも必ずしも意見が一致していなかったため、2004年末には議論は一時下火となり、雇用サミットでも大きな問題として取り上げられなかった。しかし、2005年春にシュトイバーやCDU/CSU労働者派(CDA)幹部等、CDU/CSUの一部の政治家が方針転換ともとれる柔軟な態度を示したことから、その後再び議論は活発化した。シュトイバー等の発言は、EUに新たに加盟した諸国からドイツへの安価な労働力(特にアスパラガスや葡萄の収穫のための季節労働者)の流入が賃金ダンピングにつながることを防止するために、法定最低賃金について再考しなければならないという趣旨のもので、必ずしも最低賃金制の導入を積極的に支持したものでなかったが、連立与党や労組はこれをノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙をにらんだポピュリスト的な選挙戦術と見て警戒感を強め、敏感に反応した。<sup>(45)</sup>

前述したように、労組陣営も最低賃金制に関して内部で必ずしも意見が一致していなかったが、この問題でのイニシアティブをとるべく、建設業、塗装業、屋根葺業、廃棄物処理業、海運業に適用されている労働者派遣法の規定をすべての業種に拡大することを要求するという方向で立場の統一を図った。この法律は、建設業界等における外国人労働者の増加を受けてコール前政権によって1996年に施行されたもので、連邦労働相が労使のどちらかの申請あるいは公共の利益に合致するとの判断に基づいて、当該業種における協約賃金に一般的拘束性を持たせる宣言を行う権限を与えるという規定を含んでおり、そのような宣言が行われた場合、労働者を派遣する外国企業も含めて協約に加わっていない経営者や労組に加入していない労働者にも当該協約が適用されることになっていた。<sup>(46)</sup>

CDU/CSUや労組側のこのような動きを受けて、政府・連立与党も、当初のような第2失業手当導入との関連よりも東欧からの安価で不正な労働力流入という「犯罪的行為」を防ぐという理由づけの下に、労働者派遣法の適用業種拡大という方向での検討を経済省と財務省を中心に始めた。シュレーダー首相はノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙戦中に「われわれは外国から労働者を迎え入れ、彼らをはした金で働かせ、それによってドイツの健全な企業を破壊するような人々を許すことはできない」と訴え、従来、政府内で最低賃金制の導入に反対していたクレメント経済相も、労働者派遣法の適用拡大に対して「より穏健な手段」として賛成する姿勢を見せた。これに対して、CDU/CSU側でもメルケル党首やカウダー幹事長が法定最低賃金制の導入には反対であることを確認した上で、「外国人労働者による賃金ダンピング阻止」という観点から労働者派遣法の適用拡大には反対しない姿勢を見せた。<sup>(47)</sup>

労組やSPDだけではなく、CDU/CSUまでもがこのような動きを見せたことに対して、経済

界は強く反発した。ドイツ小売業連盟（HDE）は、労組の動きだけではなく、従来最低賃金制の導入を拒否してきたCDU/CSUが「方向転換」したことに「二重の点でショックを受けた」とし、CDU/CSU陣営からも最低賃金制導入の要求が出るならば、それは破滅的なことであると批判した。BDA会長フントも、「最低賃金はどのような形でも新たな雇用政策上の袋小路をもたらす」と指摘し、「議論されているあらゆるバリエーションは危険なものであって、闇労働への転換、雇用の国外への流出、あるいは単なるリストラといった形で雇用を破壊する」と指摘した。その上で、彼はCDU/CSUに対して明確な路線をとるよう要求し、短絡的なポピュリズムから「連立与党の誤った道に与してはならない」と警告した。FDPも「最低賃金制は経済政策的なナンセンスであり、雇用削減計画である」と指摘し、この問題における「赤黒（SPDとCDU/CSU）野合」を非難した。<sup>(48)</sup>

このように、最低賃金制の導入をめぐる議論は、第2失業手当の導入と共に失業者が低賃金の職にも再就職するよう圧力をかけられることに対する歯止めという意味から、2005年に入るとノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙をにらんで、安価な外国人労働者の流入に対する対処という方向へ重点が移っていき、それと共に政府は急速に労働者派遣法の改正作業を進めた。この改正法案は5月上旬には早くも閣議決定されたが、改正の中心は、労働者派遣法の適用対象をすべての業種に拡大することと、当該業種において連邦全体で統一的協約が結ばれており少なくとも労使のどちらか一方による申請が行われることを法律適用の前提条件とすることであった。労働条件の遵守の監督は各州が行っていることから、この法案を成立させるためには、連邦参議院の賛成が必要であった。

しかし、CDU/CSUは労働者派遣法の適用拡大自体については反対しない姿勢を見せていたものの、実際に政府が改正法案を提出すると、「労使がそれを望み、派遣法を部分的に期限付で個々の業種ごとに拡大することには必ずしも反対しない」とする一方で、「裏口からの法定最低賃金制の導入は許さない」として、労使の合意を前提とせず、適用業種を一律的に拡大することを予定している政府法案には反対し、連邦参議院において阻止するとの態度をとった。<sup>(49)</sup>

こうして、労働者派遣法改正法案の議会審議が開始されると、CDU/CSUとFDPは上記の諸点や、屠畜業者等の場合に見られる見なし被用者が適用対象からはずれてしまう点等を指摘し、法案に反対した。連立与党側は夏前にも法案を採決することを予定していたが、野党側、特にCDU/CSUのこのような態度から、両院協議会を開催せざるを得なくなることは必至であった。その後、ノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙でのSPDの敗北と連邦議会選挙の前倒し実施が行われることになる中で、2005年6月17日に連邦参議院は予想通りこの法案に異議を唱え、政府に対してまず「賃金ダンピング報告書」を提出するよう要求した。このため、実質上法案は廃案となり、最低賃金導入問題も選挙の争点の一つとなると共に、その決着は事実上選挙後に持ち越されることになった。<sup>(50)</sup>

- (1) Deutscher Bundestag, Drucksache 15/4831, Antrag der Abgeordneten Ronald Pofalla usw., Pakt für Deutschland. その内容は以下の通りであった。
- ・失業保険料率を2005年中に6.5%から5%に引き下げ、それによって競争力のある15万の新たな雇用を創出するための前提条件を作り出し、社会保険料と失業率の上昇という悪循環を打破する。
  - ・憲法上保護された協約自治を尊重しつつ、事業所レベルでの労働のための同盟の法的基礎を作り出す。
  - ・雇用の確保と創出に寄与する場合には、労働協約から逸脱することを可能にするような形で、優遇原則を改正する。労使と並んで従業員及び事業所評議会のそれぞれ3分の2が賛成することを、そのような逸脱の前提条件とする。
  - ・採用後1年まで協約賃金を10%下回る賃金を支給できることを賃金協約法に明記することによって、特に長期失業者の労働市場への復帰の道を開く。
  - ・主として中小企業において不安的な景気状況の下でも再び雇用を増加させるために、解雇保護法を近代化する。
  - ・企業が若者により多くの職業生活開始の機会を与えることを可能にするために、若年者労働保護法を改正する。
  - ・パートタイム労働者に関する雇用条件を労働時間のみにそったものにするることによって、パートタイム労働者の雇用を促進する。
  - ・直近の事業所組織法改革のコストのかさむ部分を撤回することによって、事業所レベルでの共同決定をコスト面でより有利なものにできるよう、事業所組織法を改正する。
  - ・EU法にそって労働時間法を柔軟化し、同時に長期的な労働時間口座のための明確な法的選択肢を作り出す。
  - ・保安員や事業所医師の雇用義務、費用のかかる統計公表義務等にさらされている中小企業の負担を緩和する。
- (2) FAZ vom 2. März 2005. シュレスヴィヒ・ホルシュタイン州議会選挙については、Thomas Saretzki und Ralf Tils, Die schleswig-holsteinische Landtagswahl vom 20. Februar 2005 : Geheime Stimmenverweigerung für Ministerpräsidentin Heide Simonis erzwingt Große Koalition, in ; Zeitschrift für Parlamentsfragen, 1/2006, S. 145ff.
- (3) FAZ vom 3. , 4. und 10, März 2005.
- (4) FAZ vom 11. und 12. März 2005.
- (5) FAZ vom 10. März 2005.
- (6) FAZ vom 12. und 15. März 2005.
- (7) FAZ vom 14. März 2005.
- (8) Ebd. ; FAZ vom 15. März 2005.
- (9) この議論にあたって CDU/CSU 側が提出した要求カタログについては、Für eine nationale Kraftanstrengung - Pakt für Deutschland. Forderungskatalog von CDU und CSU für Jobgipfel bei Bundeskanzler Gerhard Schröder am 17. März 2005 in Berlin 参照。また、以下の議論の内容については、FAZ vom 18. März 2005 ; FAZ vom 7. April 2005.
- (10) 「私会社 (Ich-AG)」と「ミニ・ジョブ (Mini-Job)」は共にハルツ第2法に基づく制度で、前者は自営業を開業しようとする失業者に対して3年間にわたって補助金を支給する制度であり、後者は月収400ユーロ以下の低賃金労働に対する労働者と雇用主双方に対する税法上及び社会保険上の優遇措置で、そのような労働が個人家庭において行われる場合には特に手厚い優遇が行われる。また、「1ユーロ・ジョブ (Ein-Euro-Job)」はハルツ第4法に基づく制度で、第二失業手当受給者に対して公共的事業における就労機会を与え、手当に加えて少額の増加費用補填費を支給すると共に、雇用主に対して補助を行う制度である。
- (11) 2004年末に失敗に終わった連邦制度改革委員会の審議の経緯については、Edzard Schmidt-Jortig, Verfahrens-

fragen der Föderalismusreform. Lehren aus dem vorläufigen Scheitern, in : Zeitschrift für Parlamentsfragen, 4/2005, S. 731ff. ; Rege Beteiligung, konfligierende Interessen. Eine Analyse der Zuschriften an die Kommission zur Modernisierung der bundesstaatlichen Ordnung, in : Ebd., S. 741ff.

- (12) FAZ vom 19., 21. und 26. März 2005.
- (13) FAZ vom 9. April 2005.
- (14) FAZ vom 15. und 30. April 2005.
- (15) Deutscher Bundestag, Drucksache 15/5554, Entwurf eines Gesetzes zur Verbesserung der steuerlichen Standortbedingungen ; Deutscher Bundestag, Drucksache 15/5555, Entwurf eines Gesetzes zur Sicherung der Unternehmensnachfolge.
- (16) FAZ vom 4. und 6. Mai 2005.
- (17) FAZ vom 20. Mai 2005.
- (18) 2005年5月22日に行われたノルトライン・ヴェストファーレン州議会選挙では、現職州首相シュタインブリュックの率いる SPD の得票率は1958年以降で最低の37.1%にとどまった。州議会選挙において同党の得票率が40%を下回ったのも1958年以降のことであった。これに対して、社会的公正を強調するリュトガス州支部長を筆頭候補とした CDU の得票率は44.8%となったが、同党の得票率が40%を上回ったのは1980年以降のことであり、SPD を凌いで州議会で第一党となったのは1975年以降のことであった。これに対して、緑の党の得票率は6.2%、FDP のそれも6.2%となった。この結果、州レベルで唯一赤緑連立を形成していた SPD と緑の党は与党の地位を失い、リュトガスを首班とする CDU と FDP の連立政権が39年ぶりに SPD から政権を奪還することとなった。これまで長年にわたって SPD の牙城であり、連邦内最大の州でもあったノルトライン・ヴェストファーレンでのこの敗北を受けて、シュレーダー首相は投票日の夜、「ノルトライン・ヴェストファーレン州での厳しい選挙結果によって、連立与党の活動の継続のための基盤に対して疑問が呈された。従って、私は大統領に対して連邦における新たな選挙を行う可能性を行使するよう働きかけることを、自らの義務と責任であると考えて。」と表明して、自らに対する信任投票を意図的否決させて連邦議会を解散するという異例の手段によって、本来は2006年秋に予定されていた連邦議会選挙を1年前倒しする意向を表明した。
- FAZ 紙はこの突然の表明に対して、「数十年にわたって難攻不落と思われたラインとルール要塞における SPD の敗北は、1999年以降 CDU に権力を明け渡さなければならなかった5つの州すべてを合わせたのほとんど同じ重大さを持っている。この地殻変動的な出来事の後、シュレーダーにとっては、次期連邦議会選挙において完全な敗北を被りたくないならば、（連邦議会選挙の前倒しという）前方への逃避以外にほとんど残された道はなかった。」と論評した。しかし、この決定はシュレーダーと SPD 党首ミュンテフェーリングの二人だけによってすでに州議会選挙当日の午後に下され、その直後に緑の党の指導者であるフィッシャー外相に伝えられるという独断的なやり方で行われたため、連立与党自体にも大きな衝撃を与えた。Ursula Feist und Hans-Jürgen Hoffmann, Die nordrhein-westfälische Landtagswahl vom 22. Mai 2005 : Schwarz-Gelb löst Rot-Grün ab, in : Zeitschrift für Parlamentsfragen, 1/2006, S. 163ff. ; FAZ vom 23. Mai 2005 ; Stefan Dietrich, Flucht nach vorn, in : Ebd.
- (19) FAZ vom 3. Juni 2005.
- (20) FAZ vom 17. und 24. Juni 2005.
- (21) FAZ vom 5. April 2005.
- (22) FAZ vom 16. April 2005.
- (23) Deutscher Bundestag, Drucksache 15/5446, Entwurf eines Gesetzes zur Neufassung der Freibetragsregelungen für erwerbsfähige Hilfebedürftige (Freibetragsneuregelungsgesetz) ; Deutscher Bundestag, Drucksache 15/5607,

## Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Wirtschaft und Arbeit (9. Ausschuss)

- (24) Ebd.; FAZ vom 11. Mai 2005.
- (25) Bundesministerium der Finanzen, Monatsbericht des BMF Mai 2005, S. 47ff.; FAZ vom 3. Juni 2005.
- (26) FAZ vom 27. Mai 2005.
- (27) Der Spiegel, Nr. 25, 2005, S. 19; FAZ vom 20. und 27. Juni 2005.
- (28) 例えば、2005年5月に行われた税収見積改定によれば、前回改定時と比較したバイエルン州の税収額は前回予測と比較して2005年に関して3億ユーロ、2006年に関して10億ユーロ減少する見込みとなった。バイエルン州は連邦内では比較的財政状態の良好な州であったが、シュトイバー同州首相は、かねてから2006年には新規債務なしの均衡予算を編成すると公約していたため、この税収見積が現実のものとなり、新たな財源が得られない場合には、公約違反となるおそれがあった。バイエルン州では、2003年の州議会選挙後、すでに個々の分野での激しい抵抗を押し切って厳しい財政緊縮が行われてきており、それに加えて予算総額の3%にあたる10億ユーロの支出削減を行うことは事実上困難であった。従って、州政治の観点からすれば、売上税引き上げによる増収の一部を州に流入させるという協定は「財政政策上のトンネルの出口にある救いの光」であった。また、ヘッセン州首相コッホはCDUの財政政策の第一人者であったが、同州の予算はすでに5度にわたって州憲法の債務規定に違反する状態となっており、彼と同じくCDUの幹部であるヴルフが州首相となっているニーダーザクセン州やミュラーが州首相を務めるザールラント州等も同様の状態に陥っていた。FAZ vom 12. Juli 2005.
- (29) FAZ vom 7., 9. und 11. Juli 2005. なお、CDU/CSUの選挙綱領については、Wachstum. Arbeit. Sicherheit. Regierungsprogramm 2005-2009. Verabschiedet in einer gemeinsamen Sitzung des Bundesvorstands der CDU und des Parteivorstands der CSU, Berlin, 11. Juli 2005.
- (30) FAZ vom 4. Juli 2005.
- (31) FAZ vom 11., 12. und 13. Juli 2005.
- (32) FAZ vom 20. und 23. April 2005.
- (33) FAZ vom 26. April 2005.
- (34) FAZ vom 6. Mai 2005.
- (35) FAZ vom 3. Juni 2005.
- (36) FAZ vom 27. Juni 2005. なお、SPDの選挙綱領については、SPD-Parteivorstand (hg.), Vertrauen in Deutschland. Das Wahlmanifest der SPD, Berlin 2005.
- (37) Ebd.
- (38) FAZ vom 28. Juni 2005. 連邦議会選挙後、フランクフルター・アルゲマイネ紙はSPDのこのような行動を、シュレーダー政権下で進められてきた労働市場や社会保険分野での改革に対する党内外からの強い反発を回避しようとする戦術的意図に基づくものであったとして、次のように分析した。「SPDの選挙キャンペーンはこの方向に向けられた。SPDの諸改革がすでに社会的冷酷という雰囲気に取り巻かれているならば、公正や連帯性といった基本的諸価値に対する裏切りという烙印を全力でCDUに押すことが重要であった。この戦略はうまくいき、与党であるSPDは野党的選挙戦を行った。」Daniel Deckers, Vier Sieger, ein Verlierer? Die Union verlor ihren Vorsprung wegen Merkels Reformkurs und den Steuerplänen Kirchhofs, in; FAZ vom 20. September 2005. CDU/CSU政権が誕生した場合に財務相に就任すると見られていたキルヒホフの税制構想をSPDが激しく攻撃したことも、このような路線の延長線上にあった。キルヒホフは元連邦憲法裁判所判事で財政・税制政策の専門家でもあり、彼が早くから提唱していた所得税改革構想は、2003年にメルツ等が立案したCDUの税制改革構想の基礎ともなっていた。キルヒホフは連邦議会選挙を前にして、メルケル党首を支える「専門家チ

ーム」の財政政策面のアドバイザーに指名された。この「専門家チーム」は必ずしも「影の内閣」ではないとされたが、メルケルは自らが首相になった場合にはキルヒホフを財務相に任命する意向を表明しており、彼自身も財務相就任に意欲を見せていた。

しかし、彼が提唱していた所得税モデルは25%の定率税率を採用することを予定しており、SPD や緑の党はこの点を激しく非難した。アイヒェル財務相はキルヒホフの構想を採用した場合に400億ユーロ以上の税収減少が発生すると予想されることを指摘した上で、「すべての所得に同じ税率を適用することは信じられないくらい不公正であり、月収2,000ユーロの労働者が500ユーロを課税されることは、月収2万ユーロの人が5,000ユーロを課税されるよりはるかに痛手である」と批判した。しかし、キルヒホフの所得税モデルは実際にはそのように単純なものではなく、名目所得からまず（家族全員を対象とした）8,000ユーロの基礎控除と2,000ユーロの一括経費控除を差し引き、残余の所得のうち、まず5,000ユーロに対してはその60%、さらに5,000ユーロに対してはその80%が課税対象となり、それでも残る所得に対しては全額が課税対象となるというものであった。25%の税率が適用されるのはこうして計算された課税対象所得であり、「バスの運転手と会社の社長が同一の税率を課される」ものではなかった。また、キール世界経済研究所の試算によれば、確かにキルヒホフのモデルでは改革初年度に400億ユーロ以上の名目減税となるが、彼が提案している税制上の優遇措置廃止を行った場合には、結果的には実質減税はほぼゼロとなる見込みであった。

しかし、連立与党側は「25%の定率税率の不公正さ」をクローズアップしてキルヒホフやCDUを激しく非難し、年金制度を賦課方式から資本積立方式に変更するという彼の提案に対しても、シュレーダー首相は「人間を物のように扱っており、自動車保険におけるような保険義務を年金に導入するという提案は、キルヒホフの考える人間像を明確に示すものである」と罵倒した。このように、連立与党側がキルヒホフをCDUの「社会的冷酷」と「不公正」の象徴であるかのようなキャンペーンを行ったことに対して、メルケルを含むCDU幹部も次第に彼から距離をとるようになり、メルケル政権が樹立された場合の所得税改革はあくまでも2004年に決議され、選挙綱領に掲げられた12~39%の段階税率モデルに従って行われることを強調するようになった。さらに、選挙戦終盤にかけてSPDの支持率が上昇したことからも、やがてCDU内からもキルヒホフを「専門家チーム」からははずすべきであるという声があがるようになり、ついに選挙直後にはキルヒホフ自ら政治の世界から身を引くことを宣言した。Deutscher Bundestag, Drucksache 16/65, Jahresgutachten 2005/2006 des Sachverständigenrates zur Begutachtung der gesamtwirtschaftlichen Entwicklung, S. 270ff.; FAZ vom 17., 20. und 22. August 2005; FAZ vom 1., 14. und 20. September

(39) FAZ vom 19. und 21. April 2005; Deutscher Bundestag, Drucksache 15/5556, Entwurf eines Fünften Gesetzes zur Änderung des Dritten Buches Sozialgesetzbuch und anderer Gesetze; Drucksache 15/5714, Beschlussempfehlung und Bericht des Ausschusses für Wirtschaft und Arbeit (9. Ausschuss)

(40) 拡大・延長されたのは以下のような措置であった。

- ・55歳以上の労働者をより低い賃金で再雇用する企業に対して政府が賃金補助及び失業保険料の肩代わり支払いを行う。
- ・企業は52歳以上の労働者を客観的理由なしに有期雇用できる。
- ・従業員200名（従来は100名）以上の企業の45歳以上の従業員の社外での継続教育の費用を連邦雇用エージェンシーが負担する。
- ・58歳以上の失業者は、簡単な条件を満たせば失業手当の継続支給と引き替えに連邦雇用エージェンシーによる就職斡旋を放棄することができ、失業統計から除外される。

(41) FAZ vom 18. Juni 2005.

(42) FAZ vom 27. und 31. Mai 2005; FAZ vom 23. Juni 2005; FAZ vom 18. Juli 2005.



- (43) FAZ vom 31. Mai 2005.
- (44) FAZ vom 18. Juni 2005 ; FAZ vom 9. Juli 2005.
- (45) FAZ vom 8. April 2005.
- (46) Deutscher Bundestag, Drucksache 13/2414, Entwurf eines Gesetzes über zwingende Arbeitsbedingungen bei grenzüberschreitenden Dienstleistungen (Arbeitnehmer-Entsendegesetz - AEntG) ; Deutscher Bundestag, Drucksache 13/3663, Beschlussempfehlung des Ausschusses nach Artikel 77 des Grundgesetzes (Vermittlungsausschuß).
- (47) FAZ vom 11. und 12. April 2005.
- (48) FAZ vom 9. , 11. und 13. April 2005.
- (49) FAZ vom 28. April 2005 ; FAZ vom 12. Mai 2005 ; Deutscher Bundestag, Drucksache 15/5445, Entwurf eines Gesetzes zur Änderung des Arbeitnehmer-Entsendegesetzes.
- (50) FAZ vom 18. Juni 2005.